

平成30年第7回美幌町議会定例会会議録

平成30年 9月25日 開会

平成30年 9月27日 閉会

平成30年 9月25日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 一般質問
- | | |
|-----|--------|
| 6番 | 戸澤義典君 |
| 12番 | 中嶋すみ江君 |
| 9番 | 坂田美栄子君 |
| 4番 | 上杉晃央君 |

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| 1番 | 高橋秀明君 | 2番 | 大江道男君 |
| 3番 | 新鞍峯雄君 | 4番 | 上杉晃央君 |
| 5番 | 稲垣淳一君 | 6番 | 戸澤義典君 |
| 7番 | 早瀬仁志君 | 8番 | 岡本美代子君 |
| 9番 | 坂田美栄子君 | 副議長 | 10番 吉住博幸君 |
| 11番 | 橋本博之君 | 12番 | 中嶋すみ江君 |
| 13番 | 古舘繁夫君 | 議長 | 14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|
| 美幌町長 | 土谷耕治君 | 教育委員会会長 | 平野浩司君 |
| 農業委員会
会長 | 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会
委員長 | 松本光伸君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|----------|-------|-------------|--------|
| 副町長 | 平井雄二君 | 総務部長 | 広島学君 |
| 民生部長 | 高崎利明君 | 経済部長 | 矢萩浩君 |
| 建設水道部長 | 石澤憲君 | 病院事務長 | 但馬憲司君 |
| 出納審査室長 | 武田孝司君 | 事務連絡室長 | 中村敏文君 |
| 総務主幹 | 小室保男君 | 庁舎建設主幹 | 遠國求君 |
| 防災危機管理主幹 | 河端勲君 | まちづくり主幹 | 田中三智雄君 |
| 政策主幹 | 小室秀隆君 | 財務主幹 | 中尾亘君 |
| 契約財産主幹 | 大場正規君 | 税務主幹 | 関弘法君 |
| 環境生活主幹 | 渡辺靖行君 | 児童支援主幹 | 多田敏明君 |
| 福祉主幹 | 遠藤明君 | 健康推進主幹 | 大場圭子君 |
| 農政主幹 | 佐々木斉君 | みらい農業センター主幹 | 午来博君 |
| 耕地林務主幹 | 伊成博次君 | 商工主幹 | 後藤秀人君 |

観光主幹 那須清二君
 施設管理主幹 中沢浩喜君
 水道主幹 御田順司君
 地域医療連携主幹 高山吉春君
 教育部長 田村圭一君
 学校給食主幹 岩田憲次君
 町民会館主幹 斉藤浩司君
 博物館主幹 鬼丸和幸君
 選挙管理委員会事務局長 谷川明弘君
 監査委員室長

建設主幹 川原武志君
 建築主幹 西俊男君
 病院総務主幹 菅敏郎君
 事務連絡室次長 志賀寿君
 学校教育主幹 以頭隆志君
 社会教育主幹 露口哲也君
 スポーツ振興主幹 浅野謙司君
 農業委員会事務局長 酒井祐二君

○議会事務局出席者

事務局長 藤原豪二君
 議事係長 橋本勝君
 次長 佐藤和恵君
 議事係長 新田麻美君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第7回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番上杉晃央さん、5番稲垣淳一さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る9月14日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 平成30年第7回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る9月14日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、専決処分の承認1件、人事案件2件、議案6件、決算認定8件、意見書案1件、報告事項5件ほかであります。

本日、9月25日、第1日目は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、戸澤義典さん、中嶋すみ江さん、坂田美栄子さん、上杉晃央さんの4名を予定しています。

第2日目、9月26日は、前日に引き続き一般質問を行い、稲垣淳一さん、吉住博幸さん、大江道男さん、岡本美代子さんの

4名を予定しています。

その後、議案審議へと入り、承認第10号専決処分の承認についてから議案第87号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてまでを審議します。

3日目、9月27日は、前日に引き続き、議案審議を行い、議案第88号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてから認定第8号平成29年度美幌町病院事業会計決算認定についてまでを審議します。

平成29年度各会計決算認定については、一般会計等及び企業会計の決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、閉会中の継続審査といたします。

その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める要請・陳情を3件受理しておりますので、その取り扱いについて報告いたします。

北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会及び北海道町村議会議長会からの林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択の要請については、意見書案を作成し、本定例会において審議することといたします。

なお、移植ツーリズムを考える会からの、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、美幌地区連合会からの、道教委・これからの高校づくりに関する指針を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日9月25日から9月27日までの3日間とします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び

行政職員各位におかれましては、御理解、御協力をお願いいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応を申し上げ、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から9月27日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、鈴木農業委員会会長、明日以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成30年第7回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、北海道胆振東部地震による美幌町内全域停電についてであります。

去る9月6日木曜日、午前3時7分、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、道内で初めてとなる震度7を観測した厚真町では、大規模な土砂崩れによって36名が犠牲になるなど、胆振地方を中心に道内で41名（9月11日午前9時現在）の方が犠牲となりました。

お亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

この地震の影響により、9月6日の午前3時25分ごろに道内最大の発電能力を有する苫東厚真火力発電所が緊急停止し、発電量と使用量のバランスが急激に崩れたことで周波数が乱れ、他の発電所も連鎖的に全てが自動停止したため、北海道全域の約295万戸が停電する事態となりました。

本町におきましては、地震発生直後に防災担当職員が出動して情報収集に努めるとともに、午前5時には部長職等を参集して対応を協議、午前7時に全職員を招集し、公用車による町内全域停電の広報活動を行う一方で、関係機関を通じて情報収集を進めましたが、早期に復旧する見通しが立たないことから町民生活への影響を最小限と

するため、9月6日の午前9時に平成30年美幌町内全域停電災害対策本部を設置したところであります。

停電が長時間に及ぶことを想定して、役場庁舎初め、主要な公共施設に非常用発電機を設置するとともに、燃料の確保に努めたほか、午前10時50分には役場庁舎1階に町民の携帯電話充電用コンセントを準備、その後、しゃきっとプラザ1階へ場所を移し、町民が携帯電話を利用できる環境を確保いたしました。

また、暗闇の中で不安な夜を過ごされる方のために、9月6日午後5時30分に臨時避難所をしゃきっとプラザに開設いたしました。翌7日の午後9時15分に閉鎖するまでの間、延べ9世帯21名が身を寄せたところであります。

停電による被害状況ですが、幸いにも人的な被害報告は受けておりませんが、生乳廃棄処分などの農業被害が発生していません。

水道施設については、浄水場を初め、各ポンプ施設で非常用発電機を稼働したため、断水を招くような事態には至りませんでした。井戸水を利用する農村地区にお住まいの方からの給水要請のほか、豊栄地区営農用水の一部利用者、美幌峠レストハウスに給水袋を配付いたしました。

下水終末処理場についても、非常用発電機を稼働して運転を継続したことから、下水処理に支障を来すような事態は発生していません。

国保病院では、非常用発電機の稼働により、入院患者に影響が及ぶことはありませんでしたが、電子カルテの停止により一般外来の受け入れを休止したほか、人工透析装置が稼働するまでの間、透析患者に自宅待機を要請し、自家発電装置による運転開始後、順次受け入れを行い、透析患者に支障を来すことなく、治療を実施したところであります。

停電による公共施設の影響ですが、6日

及び7日の2日間、登下校時の安全を確保できないことから、全ての小中学校を臨時休校としました。

また、しゃきっとプラザ、町民会館、峠の湯びほろ、図書館など多くの施設を閉館する一方で、グリーンビレッジ美幌では非常用発電機を設置して、宿泊客への影響を最小限にとどめるとともに、美幌峠レストハウスに簡易トイレを設置したほか、保育施設においては、保護者の御理解のもと児童の受け入れを行うなど、利用者の実情に配慮した対応を心がけたところであります。

こうした中、9月7日の午前2時20分に一部通電が開始され、町内の約6,400戸で停電が復旧しましたが、依然として大規模な停電が続いていることから、臨時避難所の開設を継続し、各施設に設置した非常用発電機の燃料を確保するなど、災害対応に努めてまいりました。

その後、9月7日の午後9時15分に町内全ての地域に置いて停電の復旧を確認したことから、同時刻に臨時避難所を閉鎖し、町民の携帯電話充電用コンセントを撤収、週明けの10日午前10時から第5回の災害対策本部会議を開催し、全ての災害対応が終了したことを確認の上、午前10時35分に災害対策本部を解散いたしました。

なお、苫東厚真火力発電所の全面復旧には、相当程度の期間を要するため、北海道全域で節電に取り組む必要があることから、町のホームページやフェイスブックなどで、節電の協力を求めるとともに、公用車による広報活動を行うほか、公共施設における徹底した節電対策など、計画停電を回避するために最大限の対応に努めてきたところであります。

町民皆様におかれましても、引き続き節電に対する御理解と御協力をお願いいたします。

このたびの町内全域における一斉停電は

初めての事態でありましたが、大きな混乱もなく対応できたことは、町民皆様が日ごろから防災意識を高めてきた結果であると受けとめています。

しかしながら、地震による大規模な停電がいつ、どこで発生するか、誰も予測することはできません。

比較的災害が少ないとされるオホーツク地方においても、大地震が発生することを想定した防災対策の整備が必要と考えております。

町民の安全と安心を守るためにも、引き続き、防災意識の高揚と災害に強いまちづくりに向けて、万全を期してまいりたいと存じます。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第10号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第5号）については、北海道胆振東部地震による美幌町内全域停電のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意3号美幌町教育委員会委員の任命については、本町教育委員会委員、小川慶子氏が9月28日をもって任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、引き続き、小川慶子氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、長岡敬幸氏が12月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、引き続き、長岡敬幸氏を推薦いたしたく、御意見を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第85号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、厚生

労働省令の改正に伴い、国の基準に準じて所要の改正を行おうとするものであります。

議案第86号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に準じて所要の改正を行おうとするものであります。

議案第87号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員更新研修に係る経過措置の整理を行おうとするものであります。

平成30年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、交流促進センター源泉改修工事関連経費として、1,035万5,000円を、全国消防操法大会参加などに伴う、美幌・津別広域事務組合負担金として、507万6,000円などの増額を行おうとするものであります。

介護保険特別会計につきましては、過年度介護給付費返還金の増額を行おうとするものであります。

病院事業会計につきましては、医療機器等借上料の増額を行おうとするものであります。

決算認定について。

平成29年度一般会計、特別会計及び企業会計の全会計について、監査委員による決算が終了いたしましたので、議会の認定を賜りたいのであります。

報告事項について。

報告第12号健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第13号資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員

の意見を付して報告いたします。

報告第14号放棄した債権の報告については、美幌町債権管理条例第7条第2項の規定に基づき報告いたします。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要の説明といたします。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について質疑を許します。

質疑は1人3回までといたします。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） まず、今回の北海道胆振東部地震における、亡くなられた方について哀悼の意を表したいと思っております。

それから、今回の地震に伴う停電によりまして、美幌町、北海道全域が大停電となったわけですが、これが1月、2月の厳寒の時期であれば相当な被害が出たのだらうということ、不幸中の幸いであったというふうに認識しております。

そこで、今回の停電ということで、行政側の情報の発信部分、それから町民側の情報の収集部分において、インターネットですとか、電気にかかわって情報発信、あるいは収集する部分というのが大半だと思うのですが、今回それがほとんどできなかったという状態の中で、携帯電話の充電箇所とか、避難所を設けられたということでもありますけれども、情報発信としての部分で、どのような形で町民に対して情報発信をして、利用していただいたのかという、その現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今御質問がございました行政側の情報発信の手法についてでございます。

避難所の開設については、ホームページ

等々で開設情報を提供させていただきましたが、今回の停電によりまして、情報を受け取る側としては電気がないとできないというものもございます。最終的な情報の確認手段というのは、恐らく、携帯型のラジオ、あるいは、携帯電話という形になるかということ、携帯電話充電用のコンセントの開設もさせていただいたところでございますけれども、情報発信については、不十分といたしますか、十分な発信能力は全世帯が停電になる中では、非常に問題があるのだらうというふうに考えておりますので、今後において、そういう解決方法についてどうするかということについては、今回の全町的な停電の中では大きな課題として残ったというふうに考えてございます。

広報車による広報活動も実施させていただきましたけれども、情報が誤った形で伝わるとか、それから、先入観で誤って情報を理解するというのもございましたので、これらも含めて情報伝達のあり方、いかに正確に情報を伝達していくかということについては、今後、大きな課題として研究していかなければいけないと思っておりますし、先ほどありました、冬期間であれば大きな被害をもたらすということもございますので、このところも含めて、今後、行政側として、今回の教訓を検証していくことが必要であろうと思っております。

いずれにしても、情報伝達のあり方というのは大きな課題として、今後、整理をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） たまたま、私は一般質問の項目にあげているので、それ以外のことについて、お聞かせ願いたいと思っております。

単純にお聞きしたいのですが、避難所を設けた、まことに対応がよろしいと思っておりますが、この避難所は、俗に言う福祉避

難所という言葉も昨今あるところでありませぬけども、そういう意味で、今回美幌町で1カ所設けたわけですけども、内容によっては、福祉避難所への対応が可能な考えのもとで設置されたのかどうか、その点について、担当部局も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、停電になりました午後5時半にしゃきとプラザの避難所を開設させていただきました。

しゃきとプラザについては、福祉避難所ではなくて、臨時避難所ということで開設をさせていただいております。

もし、臨時避難所の中で、避難生活を送られる方が非常に問題があるとか、危険だという方については、その次に福祉避難所を開設するという手順で防災計画の中で定めております。

今回の中ではそういった方がいらっしやいませぬでしたので、臨時避難所の開設のみということで対応させていただいたところでございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 2回目であります。

表現として言いづらいのですけども、私は避難所というのは、もちろん避難される方という意味で、相手なのですけども、事前に予約云々ということはないというふうになふだん思っています。

そういう意味では、今後を含めて課題として、常に対応できる仕組みであっていただきたいということだけを申し添えておきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私のほうからは、今考え方を求めても難しいかと思ひますので、今回の全域停電による、美幌町が把握した課題と今後の対策について、いつぐら

いまでに町のほうはまとめて、町の防災計画の中に必要なものを書き込んだりするのにか、そういう予定があればお聞かせいただきたいと思ひます。

個別ですけども、その中で、例えば、国保病院の自家発電の燃料確保というのは、私も防災計画を見てこなくて大変申しわけないのですけれども、現計画の中に、このように停電になった場合、病院とか、必要な発電設備を持ったところへ給油することについて、きちんと優先的に給油されるような計画が盛り込まれているのかどうか、その辺をお尋ねしておきたいと思ひます。

それから、5ページ目のところに公用車による広報活動ということで、私も聞こえたというのか、何を言っているのかがわかりませぬでした。というのは、ゆっくりではあるのですけれども、走りながら放送している関係で、町民の皆さんの情報というのは、それを聞いても断片的で何を言っているのかよくわからなかつたということを、後から私のほうに町民の方からも聞こえてまいりましたので、そういうことも含めて、今後の今回の大停電ということでの課題や広報のあり方についても、ぜひ、検討いただいた中で、先ほど申し上げました対策について、今後どのようにしていくのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、上杉議員から御質問のありました、まず1点目の、今回の全域停電に関する課題等の整理についてでございます。

職員のほうからは今回の停電対策に関します意見、改善点等について、既に取りまとめを行ったところでございますけども、これらを含めてどういった対応をとるか、いつごろその対策が打てるかということについては、恐らく、今、最終的には9月15日現在までで意見を取りまとめ、これから出てくる部分もあろうかと思ひますけれども、この中で予算措置が必要なものも

出てこようかというふうに考えてございますので、遅くとも11月、次年度予算に間に合うような形で、今回の停電に対します意見、改善等については、対応を図る必要があるかなというふうに考えているところでございます。

それから2点目の給油の関係でございます。

協定の中では、優先的に公共施設に関して給油を行っていただくということの協定を結んでいるところでございます。

これは発電機等を最初から抱えている施設については、優先的に給油していただくということをお願いをしておりますけれども、臨時的に、今回の病院もそうでございますけれども、人工透析については、今の病院が持っている建機発電機の中では対応ができないということで、別な形の発電機を設置させていただいたというところでございます。

そこで、その燃料に係る確保を図るということで、各施設のポンプ等々含めて、全部町側で設置いたしました発電機についての燃料確保を図ったというところでございます。

それから3点目の広報活動についてでございます。

行政のほうにも、そういった形でなかなかわかりづらい広報であるという意見もいただいておりますので、この手段がいいのか、あるいは違った手段で、どういった形で住民の方に正確な情報を伝えていくのかというところについては、今回のセットカーによる広報活動のあり方も含めて検討を図る必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 優先的に給油されることになっているということなのですが、先ほど戸澤議員の発言の中で、厳寒期であればどうなったのかということ

で、今回、自宅の近くのガソリンスタンドに、車が給油のために長い列をつくっていたということでしたから、冬ですと、その他に灯油とかの確保で相当混乱するような事態が想定できるのですけれども、優先的にというのは、例えば、役場からそういうことを何らかの形で、携帯等で連絡をすれば即座に給油していただけるような体制なのかどうか、それから、国保病院のことで聞いてびっくりしたのですが、国保病院の発電機では、人工透析に対応できないので、別に発電機を用意されて、給油をしていただきながら支障のないようにしてきたということで、国保の発電機というのは、もともと人工透析に対応するようなものではなくて、病院内部の電源確保ということだけだったのかどうか、その辺もお知らせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 病院の関係については、後ほど事務長から御答弁をさせていただきたいと思っておりますが、まず、燃料の確保のあり方で、協定の中では優先的に供給いただくという形になってございます。

ただ、それぞれの施設によって、燃料の種類が違うということで、灯油、あるいは重油とか、今、重油でいけば、町内のスタンド等で重油をローリーで囲っているところが多分ないのだろうというふうに思っております。

そういった意味からいけば、しゃきつとプラザの燃料が重油でございますので、それらは通常釧路のほうから運んできているということもございますので、それらの燃料確保についてどうするかという課題もございまして、あるいは、配送していただくにも、ローリーの中にどの程度在庫として抱えているかということもございまして、この辺は石商組合と今後協議をしながら、細部について、冬期間に向けた対応のあり方についても検討する必要があるだ

ろうというふうには考えております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの国保病院における自家発電装置の関係でございますけれども、停電時に自家発電装置が即座に起動するわけでございますが、発電する電源の供給先につきましては、院内における生命維持装置の維持ですとか、避難用に必要な照明ですとか、エレベーターですとか、そういったものの電源を供給するために稼働するという事になってございます。

今回の人工透析の関係でございますけれども、たまたま早朝に停電が起きたということでございまして、透析中ではなかったのですが、そもそも自家発電装置が人工透析装置への電源を供給する体制にはなってございまして、今回につきましては、急遽、人工透析を実施するために町が保有している自家発電装置を提供していただきまして、設置後、人工透析を実施したという経過になってございます。

燃料の関係でございますけれども、自家発電装置につきましては、院内にございます重油タンクから提供されておりますので、たまたま今回は満タンの状態であったことから、満タンの状態でいきますと、夏場であれば10日前後はもつ状況、冬季で、暖房を稼働していたとしても7日程度はもつ容量を保有しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど御答弁申し上げた内容で1点修正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、しゃきっとプラザは重油ということで、答弁申し上げましたけれども、重油は下水処理場でございまして、しゃきっとプラザは灯油ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） このたびの地震に

つきましては、私は人災だというふうに思っていて、非常に強い怒りを感じています。

北海道内全域が停電になる。ブラックアウト状態になるということについては、実は、国も道も事前に承知していたということです。

苫小牧東部厚真の発電所の耐震震度は、5であるということが明らかになっていながら、手が打たれていない。その結果、各地の観光地も含めまして、あるいは、搾乳ができない、冷却ができないということで、報道されているとおりの状況になっているわけで、ぜひ、このことについては、美幌町は幸いにも人命にかかわることはなかったということですが、厳しく町としても対応していただきたいというのが1点です。

もう1点は、実は、行政報告の中では全くないので、それでいいのだろうかというふうに思っているのですが、念のためお聞きいたします。

実は、酪農では搾乳ができなくて、乳房炎が発生する、あるいは、せっかく絞った牛乳が冷却できないということで廃棄するという状況が報道されておまして、私はつぶさにはわからないので、お聞きしたいのですが、7日の状態では、JAが発電機などを配置したというふうに聞いていたので深くは心配してはいなかったのですが、実際に、搾乳ができなかった、あるいは、牛乳を廃棄したというような状況はなかったのかどうか。

それも含めまして、そのほか、数字は今回の行政報告にはないので、深刻な被害の状況はないというふうに思っているのですが、そのように受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまの農業被害の関係でございますが、まず、生乳の廃棄処分につきましては、町内の酪農家18戸のうち8戸で廃棄が生じておりま

す。廃棄の量といたしましては、約15トンでございます。

次に、発電機の状態ではありますが、議員おっしゃるように搾乳ができないとなると、牛に乳房炎等の与える影響が大きいということから、JAと生産者が連携いたしまして、各地で発電機を要しているところは、発電機をトラックに積んで、あるいは、地域によっては借り上げた発電機をトラックに積んで各酪農家を回っている状況であります。

町に対しても、発電機の借用について協議がありました。一方、町でお貸しできる発電機をJAに見ていただいたところ、これでは容量が足りないということで、JAに独自で調達していただいているという経過でございます。

その他の農業、農作物等の被害についての状況は、被害はないということで把握しているところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 最初の部分について、ぜひ、町長から御答弁をいただければと思うのですが、北海道に対しての悪いイメージ、ダメージというのは相当深刻だったというふうに思っています。

役場庁舎の建てかえ問題も、耐震基準に該当しないということで、建てかえが今進もうとしているわけで、道民の命の綱の発電が、耐震強度が5だということで、国も道も全く放置しているということについては、言語道断だというふうに思うのです。

そういう点で、今回の被害を受けた道民の中から、特に自治体の首長として、とんでもないということと、耐震強度をしっかりと高めろということについて、ぜひ具体的な行動を起こしていただきたいと思うのですか、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 人災ではないかと

いうお話でありますし、また、町としてしかるべきときに、しかるべき声を上げるべきではないかというようなお話もありました。

今は少し落ちついてはいますが、まだわからない状況にあります。

それは、苫東厚真火力発電所のほうが動いてきて、どうなるかということも含めて、これからも油断ができないのではないかという思いであります。

これは、電源政策の最たるもので、電源政策は、やってきたことが果たしてよかったのかどうかという問題にもなってくるのではないかという、今の時点で私はそのように思っております。

いずれにしても、これだけ広域的な被害があったわけですから。全道で295万世帯が被害をこうむったわけでありまして、また、産業活動によって、今生乳の話も出ましたけれども、それ以外のところでもいろんな被害があったのではないかと考えております。

それで、今後どうするのかということも含めて、私は、機会があればしっかりと声を上げていきたいと、そんな思いであります。

人災であるかどうかということも含めて、これから検証しなければいけないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、40時間、あるいは50時間に及ぶ停電があったということでもありますので、このことについては、我々は被害を受けた側でありますので、そのことはしっかりとものを言っていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で、質疑を終わります。

これで行政報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

6番 戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、私のほうから事前に通告しておりますが、2項目について御質問させていただきます。

まず1点目は、基金運用の考え方であります。

美幌町の基金は、どのような考え方で目標積立額を決定しているのか。

まず初めに、基金運用の考え方についてであります。

自治体は、地方自治法第241条により資金の積立、運用のため基金を設けることができ、我が美幌町においても、17個のそれぞれの目的のために美幌町基金条例を制定をし、基金を設置しております。

これら基金には、財政の健全な運営に資する目的で、ある程度町が自由に使うことができる財政調整基金や、使い道を決めている目的基金があります。

また、これはとんでもない話かと思いますが、昨今、財務省は各自治体の基金の額を問題にして、交付税の削減をちらつかせたりしているような話も聞いたことがあります。

いずれにしましても、その各種基金の積立額については、それぞれの自治体の政策的要素が反映されますので、各自治体ばらつきがあるのは必然なことと思います。

しかしながら、いかげんに積み立てていいはずはありません。その積立額の必要

性や根拠を国に対し、特に住民に対しては、きちんと説明されなければなりません。

美幌町においては、第2次美幌町財政運営計画を策定し、示しておりますが、基金運用の考え方について、より明確にするために、今回質問させていただきます。

それは、基金積立額の適正額といえますか、目標額といえますか、基金の目的に応じて、あるいは、数年後の事業のあり方によって額を決定していると思います。

例えば、財政調整基金は、町内に大規模災害があった場合、国等から財源が入ってくるまで避難所運営ですとか、災害復旧とかに費用を必要とします。その期間は、1カ月なのか2カ月なのか不明ですが、とりあえず町の財源で対応しなければならないと思います。その最低額は、常に所持しておかなければならないでしょう。

また、目的別基金であれば、3年後に事業を考えているので、その必要額の半分を積み立てようとか決めていると思います。

そこで質問ですが、美幌町の基金は、どのような考え方で目標額を決定しているのかお伺いいたします。

大きな2点目です。

外国資本による土地等買収の対応についてであります。

昨今、外国資本による土地買収が問題化されつつあります。日本で不動産を購入すると、その対象が土地であろうと建物であろうと、ほぼ完全な形で所有権を持つことができます。このことは、外国人による日本の不動産に対する関心を大いに刺激しております。

これは、日本以外のアジア諸国では、土地取引は借地権のことが多いからと推測されます。

また、日本の不動産の所有権は極めて強固であるため、一旦取得されてしまえば、その取り扱いは限りなく所有者の自由となります。

皆さん御承知のとおり、北海道ニセコ町では、売りに出される新築マンションの買い手は、香港、シンガポールなど、日本人の購入者はほとんどいない状況であります。

これが別荘やリゾートマンション程度なら良いのですが、最近では、飛行場やダム周辺の土地、水源地、温泉源になる鉱泉地などを買う中国系投資家も後を絶たない状況であります。

林野庁のデータですが、平成18年から28年の間に、居住地が海外にある外国人または外国人と思われるものによる森林買収の事例として、全国で141件、1,440ヘクタールが買収されています。そのほとんどが北海道で、114件、1,311ヘクタールに及びます。北海道でも、ほとんどが道南、道央圏ですが、足寄町1件、3ヘクタールというのもあります。

日本人は、蛇口をひねればいつでも水が出るぐらいの感覚しかありませんが、諸外国では水不足が深刻化している地域もあり、水をめぐる争いが起きてもおかしくないとと言われております。

水不足から砂漠化になり、それが深刻な食糧不足にもなります。

それだけ水というものは、人間生活に欠かせないものであります。それが自由に使えなくなると大変なことになります。

また、航空自衛隊千歳基地に隣接をして、その活動が一望できる土地が売りに出されたことなど、安全保障上の問題となっている地域もあります。

これら外国資本による森林や水源地の買収など、国として問題意識は持ちつつも、何ら具体的対策は出されていないのが現状であります。

そのような制約が数多くある中、自治体として独自に対応していくには限界があるかと思いますが、町長としてこの問題をどう捉え、何か対応する考えがあるのか、お伺いいたします。

以上、2点についてよろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 戸澤議員の質問にお答えを申し上げたいとそのように思います。

初めに、基金運用の考え方であります。

美幌町の基金は、どのような考え方で目標積立額を決定しているのかについてであります。御質問の各基金における積立額の適正額及び目標額であります。初めに、役場庁舎改築基金や屋内多目的運動場整備基金は、施設を整備するために設置された基金でありますので、施設整備に係る概算総事業費を算出し、事業費に充当可能な補助金及び地方債を除いた額を基金積み立ての目標額としているところであります。

次に、減債基金や公共施設整備基金における積立額の考え方ですが、平成30年2月に一部改定いたしました第2次美幌町財政運営計画に基づく事業を実施しながら、収支バランスを確保するため、計画に基づいた積み立て及び繰り入れを行っているものであります。

その他の福祉基金、ふるさとづくり基金、芸術文化振興基金、国民健康保険基金などの各基金につきましては、それぞれの基金設置の目的に支障を来さないよう一定額の保有を行いながら、極端に残高が減少することのないように運用を行っております。

最後に、財政調整基金ですが、地方財政法第4条の4において、経済事情の著しい変動等による財源不足、災害により生じた経費の財源補填など5項目について処分が規定されているものの、積み立ての適正額は明確にされていないのが現状であります。

昨年11月に総務省において調査した地方公共団体の基金の積み立て状況等に関する調査結果によりますと、全国の市町村に

おける財政調整基金の積み立ての考え方は、決算状況を踏まえ、可能な範囲で積み立てを行うと回答した市町村が全体の約8割を占め、次に、標準財政規模等の一定割合を目標として積み立てを行うという回答が約2割となっており、さらに、一定割合と回答した市町村のうち、約8割が標準財政規模の5%から20%の範囲で積み立てを行っているという結果となりました。

美幌町における財政調整基金の積立額の考え方ではありますが、財源不足、災害経費の補填等に対応するため、標準財政規模の約15%を目標に積み立てを行っており、平成29年度における美幌町の標準財政規模で試算しますと約67億円掛ける15%の約10億円がおおむね適正な積立額と考えているところであります。

今後も人口減少の進展及び高齢社会による社会保障費が増大することが予想される中、老朽化や耐震不足により多くの公共施設の整備が必要とされ、財政運営を取り巻く状況は以前にも増して厳しい状況が予想されますが、交付税措置の高い地方債の有効活用と基金の計画的な積み立て及び取り崩しを行いながら、第2次美幌町財政運営計画に沿った財政運営を着実に進めることで、次の世代へ過度な負担を残さない責任を持った行財政運営が確保できると考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたしたいと、そのように思っているところでございます。

次に、外国資本による土地等買収の対応についてであります。昨今、問題となっている外国資本による土地等買収問題について、町長としてどう捉え、何か対応する考えはあるのかについてであります。外国資本による森林や水源地、土地等の売買への対応についてであります。初めに、水源地における現状であります。

網走川水系女満別川を水源とする本町の水源地上流につきましては、国有林及び美幌町が所有している森林であり、水源涵養

保安林に指定されていることから、行政の関与がないまま売買されることはないと考えております。

次に、森林を含む土地売買等の現状であります。本町の民有林面積は、平成30年3月現在、1万2,894ヘクタールであります。1万2,894ヘクタールが地域森林計画区域内であり、森林法に基づき、事後報告により把握しております。

そのほか、森林を含む一定面積以上の土地取引におきましては、国土利用計画法において、都市計画区域は、5,000平米以上、都市計画区域外では、1万平米以上の取引について、市町村長を経由した北海道知事への事後届出が義務づけられており、さらに、利用目的に支障がある場合は、変更の勧告及び助言をすることができるものとされているものの、売買を制限するまでには至っていない状況にあります。

現在のところ、本町で御質問のような外国資本による土地等売買問題は、発生していないと認識しておりますが、今後、起こり得る問題であると捉え、必要に応じて、国、道へさらなる法の整備について働きかけを行うなどの対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それではまず、基金運用の考え方についてから再質問をさせていただきます。

まず、役場庁舎改築基金、それから多目的運動場整備基金の現状でありますけれども、これは充当可能な補助金と地方債を除いた額を積み立て目標額としているという御答弁をいただきましたけれども、それぞれいつまでに幾ら積み立てるのか、現在の積立額は幾らなのか、現状についてまずお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、役場庁舎の改築、そして、屋内多目的運動場の基金として必要、あるいは、めどとしていつまでという御質問でございますけれども、役場新庁舎におきましては、今、基本設計含めて進めているところでございますが、現在、総事業費を30億円と想定しているところでございます。

庁舎建設に当たりましては、おおむね26億円という試算の中で、財政運営計画をつくってきておりますけれども、これについては、有利な起債を使うということで、その起債額を除いた額としておおむね10億円程度の基金が必要であろうというふうを考えているところでございます。

現在の庁舎の建設基金については、7億19万8,000円と、これは29年度末の決算額でございますので、あと、3億円程度は必要だろうということで考えておまして、31年度までには、残りの3億円について積み立てを行いたいと考えているところでございます。

それから、もう一つの屋内多目的運動場についてでございますけれども、29年度末で1億7,100万円程度の基金の残高を有しているところでございます。

総事業費がおおむね6億5,000万円ということで考えてございますので、これについては、過疎債の充当ということで考えてございますけれども、今ある起債残高については全て屋内多目的運動場整備について充当した後、充当残について起債を借り入れするという形で考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 多目的運動場は、おおむね計画どおり、計画でいきますと今年度末目標1億5,000万円ぐらいだったということで、少しオーバーぎみで積み立てしているということで、多分、これは大丈夫だと思いますけれども、庁舎の残り3億

円、今年度と31年度で3億円を積み立てるといことですが、これは非常に厳しいのではないかと思います。見積もりの際には、この3億円というのは、今まで28年度、29年度の実績があると思うのですが、それら実績から3億円というのは可能な金額でしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） おおむねが決算余剰金についての積み立てを行ってきているところでございますけれども、交付税の額に大きく左右されるということになってございます。

交付税が大きく減額にならないければ、おおむね3億円程度は積み増しをできるかというふうには考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） これは、起債も目いっぱい借りて10億円という認識なんですけれども、例えば、もし8億円しか積み立てられなかったといった場合、実際この建設のときには、2億円は一般財源から充当するという考えでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、10億円程度の基金残高が必要であろうという御説明をさせていただきましたが、これは有利な起債ということで充当率は75%で見てございます。

これは、交付税措置がある充当率は75%ということなので、75%まで見ておりますけれども、基金の積み立てが予定額より少ない場合については、充当率が最大90%まで借り入れができますので、残りの15%分は交付税措置がございませんけれども、これによって対応するということになるかというふうを考えておりますけれども、財政運営計画の中でも、10億円の積み立てを行うということで計画しておりますので、10億円の積み立てを行って

いきたいというふうには考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 了解いたしました。

一般財源から出すことなく、たとえ利率が高くなっても起債を組むと、足りなくなったら起債を組むということで了解いたしました。

次に、ほかの基金については、第2次財政運営計画に沿った財政運営を着実に進めるという御回答で、どうしてもこの財政運営計画の中身に触れていかないと次の質問が成り立ってこないということで、その中身について触れていきますけども、公共施設整備基金で、これについて第2次財政運営計画では、平成30年度、要するに今年度に1億3,000万円、それから平成37年度に2億円、平成38年度、それから39年度それぞれともに1億円の繰り入れを予定しているという計画になっております。

その用途についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） ただいまの御質問でございますが、まず第2次財政運営計画は、34年度末を第2次の最終としておりますので、35年度以降はあくまでも試算ということで計算をしております。

それで、37年度の公共2億円、38年度の1億円、39年度も同じく1億円の使い道でございますが、現在のところ、恒常的に支出が予定されております普通建設費の道路橋梁整備だとか、病院のいろんな整備の部分の繰り出し等々で、正直、全体の財源の中の不足分を公共で見ているということで予定しております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 年間平均大体1,0

00万円から5,000万円ぐらい繰り入れしています。それが大体、普通の今の施設の整備に使っているのかなと思っていたのです。

それで、億を超えているということで、特に何か事業を計画しているのかと思ったのですが、そういうことではないということですね。

ただ、今までより劣化というのか、そういう工事箇所がふえるという、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 39年度以降、それでも8億7,000万円ぐらい残るということですので、これについても逐次、第3次の計画になってくると思うのですが、逐次減っていくという感じになるのかというふうに思っております。

次に、ふるさとづくり基金です。

これも第2次財政運営計画では、平成36年度までに積み立てて、平成36年度に約1億5,000万円が積み立てされるということで、平成39年度まで今2次計画では繰り入れを計画されていない状況で、この1億5,000万円をずっと積み立てされているという計画になっておりますけども、これは何か意図があって、ふるさとづくり基金は1億5,000万円を目標額に設定しているのか、何か意図があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） 31年度以降は、現在のふるさと納税寄附制度、こちらのほうの見通しをゼロということで見ております。運営計画は歳入の部分を見ているということで考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、この1億5,000万円を使って、何か事業を考えているという趣旨はないのでしょうか。

例えば、何のためにこの1億5,000万円を積み立てるかというのが、今理解できなかったものですから、具体的に説明していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、御質問のありましたふるさとづくり基金、これについては1億5,000万円を繰り入れしないという形になってございますが、ふるさとづくり基金を財源とした事業が、特定されている事業もございますので、繰り入れは必ず事業として起きてくるのだろうというふうに思っております。

ただ、今、財政運営計画が34年度までの計画を立てておりますけれども、それらの事業の継続性が明らかになった中で、この年度以降の繰入金は発生をしてくるというふうに考えてございます。

ただ、積立金につきましては、ふるさと納税を積立金という形で取り扱っておりますので、これらの額も、年々減少傾向の中で取り組みを強めて行かなくてはいけないというふうに考えてございますけれども、これはどの程度のめどで積み立てができるのか含めて、この部分については、現在、35年以降の部分については、見直しが当然に出てくるのだろうというふうに考えてございます。

事業をやらないというわけではございません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 何か大きな事業をやるから1億5,000万円積み立てているのではありませんよと、あくまでもふるさと納税を積み立てていって、いろいろなふるさと創生事業に使ってますよという認識でよろしいですか。そのように認識いたしました。

もし違っていれば、次に御答弁いただきたいと思っております。

次に、芸術文化振興基金になりますけれども、これは教育のほうでしょうか。平成34年度に2,100万円の繰り入れを予定しているのですが、これについて、何に使うのかお聞かせいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） ただいまの34年度の2,100万円の予定でございますが、策定当時は、ピアノを予定しておりました。

現在は購入されましたので、支出はなくなってくるのかと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 特目基金につきましては、先ほど言ったピアノの購入もそうでございますけれども、毎年、文化連盟、文化団体等で実施をしております、芸術文化鑑賞事業についても、この基金を繰り入れをさせていただいているところでございますので、ずっと継続をされていくのかなというふうに考えてございますので、この繰り入れは、今の計画では誤ってゼロとなってございますけれども、この繰入額は当然出てくるということでございますので、これを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 次に、重要な財政調整基金の内容について再質問させていただきますけれども、これは平成38年度から増大する公債費を見据えて、減債基金の積み立てを重視することから、財政調整基金の積立額がなくなり、標準財政規模の15%とする約10億円の目標額が、この計画を見ますと、平成36年度以降10億円を切ってしまい、平成39年度末には約6億4,000万円まで目減りをするという計画になっております。

質問当初で述べたとおり、災害対応の最

低限の予算は、やはり確保しておくべきなのかというふうに思いますけども、今回の厚真町ですとか、札幌市清田区の液状化ですとか、災害に遭われた自治体の事例を参考に研究して、美幌町として災害対応には最低限幾ら必要なのかということ算定して、最低限必要な額というのは確保しておかなければならないと思いますけども、町長いかがでしょうか、その辺の考えは。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 最低限はどこかというふうなことだろうと思いますけども、これは災害規模によっては大きくもなりますし、小さくもなると思います。我々としては、標準財政規模の15%程度、67億円の15%程度ということで10億円程度を積み立てていけばいいのだろうというふうな思いで今やっております。

それで、これから先にいくと6億円ぐらいになるというふうなことでありますけども、万万が一そういうことがあれば、やはり、ほかの基金もそっちのほうに持ってこなければいけないというふうなことになると思いますので、基金総額でどういふふうに見るかということはあると思いますので、繰りかえ運用とかいろんな方法はあるわけではありますけれども、後からお返しすると、一般会計で基金からお借りして、後から払うという方法も含めて、あとは、備荒資金組合というところもあります。これは、基金の中に出てきませんけれども、備荒資金ということ荒れるに備えるという備荒というふうな、備荒資金組合というのがありますので、そちらのほうでも一部貸し付けを行ったりしておりますので、どうしても足りないといった場合、備荒資金組合から借りたりするというふうなことも可能でありますし、今現在積んである部分もありますので、そういうところから繰り入れしたりというふうなことを考えていかなければいけないと。

いずれにしても、大きな災害が発生

しますと、それはもう国がどうやって、財政措置含めて、激甚になるのか、あるいは局地的な激甚災害になるのかわかりませんが、そういったことで、対応せざるを得ないのではないかと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 基金総額を含めて、10億円を目標額に最悪の場合見ているということで、何か災害があったときには、美幌町としては、とりあえず当面の間大丈夫なのかというふうに認識をいたしました。

基金については最後の質問になるのですが、第2次財政運営計画でもわかりますように、地方債現在高が、第1次計画のときよりも下方修正、要するにどんどん積み上がっているという状況なのですが、多分、町民会館の改築や庁舎改築に伴う地方債の償還の時期というのが、始まる時期なのかというふうに思っているのですが、初めから、なるべく地方債を借りる額を少なくするために、努めて多くの基金を積み立てるといふ考え方はないのか。

そのためには、短期間で貯めるよりも長く蓄えることが重要かと思えます。ましてやこの計画を見ますと、平成41年度まで公債費は、単年度で12億円くらいになります。それで、なかなか積み立てに回せる余裕はないのだろうなというふうに思っています。

平成32年から37年の間に、図書館の改築、これが約12億円です。平成35年から41年の間に、仲町の団地の改築、これは約18億4,000万円の事業を予定しているというふうなこの財政運営計画では載っていますけども、そういう事業の予定があるのであれば、早期にそれら目的基金を設立して、積み立てを開始すべきではないかと思えます。

役場庁舎改築基金がそうですけども、改

築意思を決定してから積み立ての基金を設立したと、非常に短い期間内で積立額を積み立てざるを得なかったという状況です。ということで、積み立て期間がすごく短かったのかなと思います。

たまたま年度末の交付税が多かったということで、積立額が上積みされて、ここまでの7億円までの積み立てができたと思いますけれども、今後そういうことはなかなか難しいのかなということで、短期間で積みあげというのは、やはり困難なのかなというふうに思います。

ぜひ、図書館改築、あるいは仲町団地改築を本当に考えているのであれば、早目に基金を設立して積み立てを始めてはかがかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 総務部長のほうからも先ほど答弁があったように、交付税の状況がどうなっていくのか、あるいは、交付税の中でも普通交付税がどうなってくるのかということと、あともう一つは、特別交付税、特交がどうなっていくのかというところがポイントになってくると思いますし、また、当初予算を組ませていただいて、補正をしながら、その余ったお金をどうするのかということもあると思います。

そういうことをトータルで考えていかなければ、なかなか財政運営というのは厳しい状況にありますので、そういうことをしっかりとやっていかなければいけないのではないかと、そのように思っております。

今、話をお聞きしますと、やはり、もう少し長いスパンで積み立てていたほうがいいのではないかと、一気にやると一気に大きな金額になっていくというようなことだろうと思いますけれども、ある目標が決まって、例えば、仲町公住にしても、図書館にしても、いつやるというようなことをある程度は目星をつけないとなかなか動き切れないという部分もありますので、もちろん

そうしたときはこういった議論の場で、しっかりと議員さんの意見などいただきながら、積み立てていけないといけないのではないかなという思いをしております。

いずれにしても、公共施設の整備基金も持っておりますので、そちらのほうの対応をしていくか、あるいは、財政調整基金を1回で、例えば公共に振りかえるだとか、そういう方法もありますので、そこはいろんな形でトータルでどれぐらい持っているのか、そして、特定目的のためにどれぐらい持っているのか、あるいは、特定目的以外の3基金がありますので、その中でどう対応できるのかということ、しっかりと見きわめていかなければいけないのではないかと、そのように思っておりますので、答えになったかどうかわかりませんが、そんな思いで今積み立てをしながらやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今回の部分が、私と町長の考え方の違いが出てきたなと思います。

町長のほうは、まだ決まっていない事業で積立基金を設立するまでは至らなくていいと、例えば、公共施設整備基金にその部分を積み立てておいて、後で振り分けすることもできるじゃないかというお考えかなというふうに受け取りましたけれども、私はやはり、今後、毎年の交付税が幾ら入ってくるかわからない状況が続きます。それから、減債基金というか借金を返す額が多いということで、本当に年度末に余ってくる予算が不安定な状況の中で、やはり少しでも多く、第2次財政運営計画の中では、例えば、5年の幅がありますけれどもマックス37年度までに図書館は改築すると意思を表示されているわけです。

そういう意思表示をしているのであれば、財政が不安定な時期だからこそ、早目

に基金を設立して積み立てていったほうがいいのではないかというのが私の意見なのです。

町長はそこは違うと。そんなまだ決まっていな事業に積み立てはする必要はないということなのですが、私はあくまでも第2次財政運営計画に載っている事業だからこそ言っているわけであって、その辺もう一度お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そこは違うなというふうな思いをしておりますけれども、これは、細く長く積み立てて、小さく積み立てていくか、あるいは、その小さい部分をどこかに積み立てておいて、後から融通するとかという方法あると思います。

それはいろいろあると思いますので、その辺は毎年の予算であるとか、決算であるとか、そういう中で御批判なりをいただければなと思っておりますけれども、今直ちに図書館のやつをどうするんだということで、それもいいのしょうけども、今はまだ早いのかというふうな思いをしているところでございます。

答弁になっていないと思っておりますけれども、御理解のほどいただくしかないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） この質問は、平行線をたどると思いますので、次の大きな2番目の項目について再質問をさせていただきたいと思っております。

外国資本による、土地等買収の対応について、まず、水源地の話をさせていただきますが、現在の水源地の上流域が国有林と美幌町が保有しているというふうにお聞きいたしまして安心したところであります。

昨年、所属する委員会で水源地を実際に確認させていただきました。私としては、初めて水源地まで行かせてもらいましたけ

れども、日並の牧場の敷地内を緩やかに下っていくという感じとイメージいたしました。

水源地への経路というのは、この1本だけという印象を受けたのですが、ほかに出入り口というのはあるのでしょうか。

もし1カ所だけならば牧場を通るしかないのですが、ほかに気になるのは、日並牧場の所有者は誰なのかということも気になります。

この2点、出入り口の関係と、牧場の所有者について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

水源地の出入りにつきましては、議員がおっしゃられたとおり、日並牧場を通過していく道路で出入りしております。

過去には、町道がありまして、新しくできました道道の部分の横断して行けた部分がありましたけれども、道道の整備に伴って、柵をしております、そこは一般的には通れないような状況になっておりまして、牧場からの出入りをしているところであります。

また、牧場の所有者ということでありまして、農協が所有している牧場でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 1カ所ということで、これは整備すれば道道のほうから入れるのかという認識なのですが、例えば、この道道のところを1カ所入れるとすれば、町有林、あるいは国有林だけの敷地を通過して入っていくことは可能なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 旧町道の部分につきましては、現状は日並牧場の放牧等に利用されているだけでありまして、その

用地の問題等々含めて、あと道道との関連もごさいますので、その中で協議を進めて整備が可能であれば、もう1経路は確保できる状況にあるという現状であります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 牧場の所有者が農協ということで、農協とは、経路の使用について協定書か何かを結ばれているのかなと思いましたが、私は要するに何を心配しているかという、現在農協が持っている土地が、民間、あるいは、それが例えば外国資本であれば特に、この道路は通れないよということになるのが1番心配、憂えているところなんですけど、その辺について、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの牧場内の道路の使用の部分でありますがお尋ねの協定等は、特に結んでいる部分はないです。

過去からの経緯の中で、導水管等も埋設されている部分がありまして、綿密な打ち合わせと申しますか、その連携の中で、町道部分もありますので、維持管理も含めて町で行うですとか、そういう中で利用している状況であります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 協定書はないということで、農協が勝手に売るといふことはないので、1番心配なのは、牧場がほかの人の手に渡るといふことが1番心配なんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまお尋ねの牧場の用地の関係でございますが、こちらは国営土地改良事業で整備している用地であります。また、現在は2期分として道営土地改良事業でやっておりますので、

そういったことから、もし用途が変わるといふことになった場合は、当然、町に協議があるものと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 先ほどから何回も言っていますが、美幌町水源地というのはこの1カ所だけで、その周りがほかの民間、あるいは、特に外国資本にわたってしまえば、この美幌町の水源地というのは、町民にとって命の水ですので、それが1番憂えていますので、その辺の可能性も含めて、対応をしっかりとっていただければというふうに思います。

次に、水源地以外の森林等の土地の話もさせていただけますけれども、森林を含む土地等については、森林法ですとか、国土利用計画法で事後報告が義務づけられ、把握できているというふうに御回答いただきました。

本来であれば、この事後報告では後手に回るのではないかと申すのですが、法律がそうなっている以上、自治体レベルではどうしようも申したいというふうに思います。

そこで、まず自治体ができることというのは、所有者を確実に把握するというのが第一だと思いますけれども、町内全ての土地について、所有者は誰なのかというのは把握されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町内のそれぞれ分筆された土地というのは、法務局にいますし、また、課税担当でも把握していると思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 把握しているということで、最初の答弁にもあったよう

に、今のところ美幌町においては、外国資本による土地の実績がないというふうにお答えいただいたと思うのですが、やはり、この外国資本による土地の買収というのは、国とか道のレベルの話になるのです。

自治体でできるというのは本当に少ないと思います。

そこで、先ほど言ったように、自治体でできるとすれば、ここの土地はだれの土地だ、この土地は国有林だとそれを把握することがやはり1番重要だと思うのです。知らない間に、あそこの土地は最近工事をしているけどだれの土地だったろうかと調べたところ、その土地が売られてしまったということが1番怖い実態だと思うのです。

それを防ぐためには、事前にここの土地はだれの土地だということ把握しておくことが、今現在町としてできること、それが1番最低限のことなのかなと思って質問いたしましたけども、その辺の観点からお答えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） それはわかっていますけれども、例えば、これが外国資本でなくて日本人の我々の同胞が買って、外国に売ろうと思えばまた売れます。ですからそうすると、やはり我々としては手の下しようがないということになると思います。

今おっしゃったように、民有林の部分についても、地域森林計画区域内であっても、これはあくまでも事後報告をしてわかるという、そのときはもう手遅れですので、だめだということになりますし、この国土利用計画法においても、売買を制限するまでに至っていないということでもありますので、日本人が買って外国人に売ろうと思えば、いくらでもできる話なので、そうはなかなかならないのではないかと考えておりますけれども、その辺はやはり目を凝らして見ていないと、後日問題がある事は

十分あり得ると、私はそのように思っております。

このことについては、やはり国だとか、道がしっかりとしないと、イギリスのように、イギリスの全土は女王のものだというようなことで、1回目の御質問にあった賃貸借でないと土地は使えないというようなところと違って、我々のところは、女王の土地でもありませんので、ですから、日本人が介入して外国に売ろうと思えばいくらでもできる話だと私は思っておりますので、そういった意味で、やはり法整備は重要なので、もう少し厳しくしないとややもすると、水のお話も出ましたけども、水戦争がおきようとしている時に、この大事な水を守るためには、やはり法整備がしっかりしてないとだめだと思っておりますので、機会があれば、そういった場面でも発言をさせていただきたいとそのように思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） そのへんの認識は、私も町長と同じであります。

やはり、第一義は国、あるいは道がしっかりと考えてくれないと、この問題については根本から対応することは困難だという認識は当然一緒であります。国、あるいは道にもっとしっかりと法整備をしてくださいと言いたい立場は同じであります。

そこで、外国資本の土地の売買というのは、先ほど町長からありましたように、違法ではないのです。

ましてや、土地を売りたいけれどもなかなか売れないと、しかし、外資のある企業は相場の倍、あるいは3倍で買ってくれるという人にとっては、これはときには人助けに近い商行為にもなるということす。

しかし、私が憂いているのは、先ほどから言ってますように、地元住民の生活や、安全保障を脅かしかねないこともあるのだと、いろいろな情報は把握されていると思

いますけれども、札幌の高級住宅街でのマンション等の買収による民泊計画ですとか、あるいは、赤井川村の白井川溪谷の治外法権集落ですとか、喜茂別町羊蹄山裾野の中国人専用ゴルフ場、あるいは、帯広市拓成町の170ヘクタールにも上る用途不明の土地の買収など、全道各地でいろいろな外国資本による土地買収というのは行われているのが現状であります。

先ほどから申し上げているとおり、国、道も対応、対策を考えていると思いますけれども、美幌町としても、道内各地の状況を把握して、美幌町の地形、地域ではどのような可能性があるのか、いろいろ分析をされて対応をしていく時期に来ているのではないのかというふうに思います。

やはり、国、道に任せておけばいいということにはならないと思うのです。当然、国、道でないといけない部分もあります。しかし、自治体でもできる部分というのは、ごくわずかですができることもあると思います。

土地問題というのは非常に難しいですけれども、やはり最終的には、地域住民の安全、あるいは防衛上の安全確保というのが原点にあると思いますので、その辺を今まで町長とやりとりをしてきましたけれども、今までのやりとりを踏まえて、何か町長の考えがあれば、もう一度お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ニセコ町あたりはリゾート地として、最初のころは脚光を浴びていたわけです。それは何かというと、観光客が来るし、ということでウエルカムの状態だったと思います。

それが今、ニセコ町の一带が、それぞれ外国人にその地域が占められるみたいな話になって、どうしようかという話になっているのではないかなと思いますので、リゾートとか、分譲地と、それから、例えば、先ほど1回目の質問にありました安全性の

問題、安全保障の問題、水源官有林の問題、そして、あと住民生活に大きな影響を与える、そういったことについて考え方を分けないと、混ざってしまうと全て反対反対となってしまうので、その辺はどうかかなと思いますので、私は、ある程度分けて、これ以上この地域に外国人の方がお住まいになっていいのかどうかということも含めて、やはり分けて考える必要はあるのではないかなとそうのように思っております。

現状では、分けた中で、守るものはしっかり守る、開放するところは開放して、大いにウエルカムで来ていただけるということを考えていかないと、全部がだめですということにはなかなか切りきれないのではないかと、そんな思いをしているところであります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今回、非常に難しい問題を一般質問をさせていただいて、行政側も私も含めて、危機感を持とうという観点でこの質問をさせていただきましたので、本日は、その成果があったと思いますので、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、6番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時15分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君）〔登壇〕本日は、さきに通告してありました3項目について質問させていただきます。

1項目め、乳幼児健診における小児がんの早期発見について。

1 点目、小児がんの早期発見のための取り組みについて。

我が国では、小児の死亡原因の第 1 位は小児がんとなっております。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えております。

小児がんの発症数は、年間に 2,000 人から 2,500 人程度となっておりますが、小児がんを扱う医療施設は全国に 200 程度しかなく、多くの医療機関では、小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されております。

国では、昨年、全国 15 カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っていますが、小児がんの早期発見のために、どのような取り組みを行っているかお伺いいたします。

2 点目、網膜芽細胞腫の早期発見の取り組みについて。

小児がんの中には網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は、出生児 1.5 万人から 1.6 万人に 1 人となっております。

このがんは、5 歳までに 95% は診断されており、その多くは家族が子供の目の異常に気づき、受診に至っております。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。

腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多いようです。そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。

網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、そこで乳幼児健診の目のチェック項目の箇所白色瞳孔を追加してはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

2 項目め、ICT を活用した学習機会の充実について。

千歳科学技術大学の e ラーニングシステ

ム活用について。

北海道教育委員会では、千歳科学技術大学が独自に開発した、インターネットを活用して子供が自分の習熟の程度に応じて、数学や英語の問題に取り組むことができる e ラーニングシステムを効果的に活用することなどを目的として、連携協定を本年 2 月に締結しました。

この無料提供の e ラーニングシステムの活用を市町村に普及を進めており、利用している市町村も出てきておりますが、本町の現状をお伺いいたします。

3 項目め、公営住宅への入居に際しての取り扱いについて。

公営住宅入居に際しての連帯保証人などの取り扱いについて。

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）により、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）における債権関係の規定の見直しが行われ、平成 32 年 4 月に施行されます。

これに先立って、国土交通省住宅局住宅総合整備課長より、公営住宅への入居に際しての取り扱いについての文書が出ており、その内容等は、近年、身寄りのいない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して、保証人、連帯保証人の確保が困難となることが懸念されることから、公営住宅管理標準条例（案）（平成 8 年 10 月 14 日付）を改正し、保証人に関する規定が削除されました。

それに伴い、今後の公営住宅への入居に際しての取り扱いについての留意点を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言として通知があり、住宅に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるように特段の配慮を求める内容であります。

この通知の連帯保証人に関する規定の削除については、どのように取り組まれるか

お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕中嶋議員の質問にお答えを申し上げたいとそのように思います。

初めに、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてであります。

小児がんの早期発見のための取り組みについてであります。平成27年厚生労働省人口動態統計の年齢別、主な死因の構成割合は、0歳から4歳未満では、先天奇形、変形及び染色体異常が多くを占め、5歳から9歳では、悪性新生物及び不慮の事故、10歳から14歳では、悪性新生物及び自殺となっており、事故などの病気以外の原因を除けば、がんが小児の死亡原因の1位となっています。

主な小児がんは、白血病、脳腫瘍、神経芽腫、リンパ腫、腎腫瘍などで、白血病やリンパ腫を除き、大人ではまれなものとなっています。

また、小児がんは発見が難しく、がんの増殖も速いのですが、ここ数十年の医学の進歩で治癒率が向上しています。

小児がんは、発症数が少なく、がんの種類も多いため、症例の多い病院での治療が必要であることから、国は地域の医療機関と連携し、その地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上に貢献する中心的施設として全国15カ所を小児がん拠点病院に指定しており、北海道では北海道大学病院が拠点病院になっております。

御質問の小児がんの早期発見のための取り組みについてですが、美幌町では母子保健法に基づき、疾病の早期発見、早期治療を目的に4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健診を実施しております。また、月に1回の乳幼児相談や家庭訪問、電話による育児相談を随時行っております。

今後も各種健康診査を実施し、地域の医

療機関と連携を図りながら早期発見、早期治療に努めてまいりたいと考えております。

次に、網膜芽細胞腫の早期発見の取り組みについてであります。乳幼児健康診査は、日常生活状況についての問診や全身の計測、医師の診察などにより、心身の健康状態を把握し、疾病の早期発見と早期治療を行うとともに、早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を保護者に提供することも大きな目的となっております。

母子健康手帳には、目の病気の早期発見を目的に、3カ月から4カ月ごろの保護者の記録欄のページには、目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますか、6カ月から7カ月ごろのページには、瞳が白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがありますかという項目があり、保護者がお子さんの目の状態を確認する項目が記載され、医師の診察においても眼疾患を含め、健康状態の確認を行っております。

今後とも、乳幼児健康診査における異常の早期発見、早期治療に努めてまいりたいと考えております。

次に、公営住宅への入居に際しての取り扱いについてであります。

公営住宅入居に関しての連帯保証人の取り扱いについてであります。連帯保証人は入居者の債務保証のほか、家族や知人との緊急時の連絡先確保など、孤独化、孤立化を防ぎ、入居者が安心して住み続けるための一面も担っております。

本町では、公営住宅の入居や適切な管理のためにも重要な手続と認識しており、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人を求めています。

今回の民法改正において、公営住宅制度の連帯保証人に関係するものとして、個人根保証契約の極度額の設定、保証人の請求による債務の履行状況に関する情報提供義務があります。このことは、社会構造の変

化や価値観の多様化に伴い、人間関係が希薄になり、公営住宅入居の際の連帯保証人の確保が困難となることが懸念される中、連帯保証人に関する見直しに影響を与えるものと考えております。

つきましては、今後、保証極度額設定などの課題を含め、北海道、他自治体の取り扱いを調査、研究した上で、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的に沿って、入居に支障が生じることのないよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 中嶋議員の御質問に答弁いたします。

千歳科学技術大学のeラーニングシステム活用についてですが、千歳科学技術大学が開発したeラーニングシステムにおきましては、本年2月9日に北海道教育委員会と同大学が連携協力に関する協定書を交わしております。

その目的は、地域を問わず学びの機会を提供することにより、教育機会の充実、発展に資することとされております。

eラーニングシステムの概要といたしましては、パソコンやモバイル端末などの電子機器を使用し、インターネットなどのネットワークを利用して行う学習であります。

また、千歳科学技術大学のシステムの特徴ではありますが、英語と数学の問題を学習できる内容となっており、インターネット環境があれば、場所を問わずにいつでも学習ができ、間違えた場合は繰り返し学習することが可能となっております。

利用に当たっては、学校、教育委員会で実施する子供を集約して、道教委に利用申請を行い、道教委から発行されるアカウントを取得することとなっており、費用の負担なく活用できることとなっております。

本システムの導入状況ですが、8月14日現在、沼田町や滝川市など20市町村、32の小、中、義務教育学校で導入されていますが、オホーツク管内での導入実績はありません。

御質問の本町の状況であります。道教委から4月にeラーニングシステム活用の通知を受け、各学校に周知したところありますが、町内の小中学校においては導入していない状況にあります。

教育委員会といたしましては、国の示すICT環境整備を念頭に、大型モニターや実物投影機、無線LAN環境などの整備を進めており、今後とも教育環境の整備充実が図られるよう推進してまいりたいと考えております。

また、eラーニングシステムの導入に当たりましては、導入済み市町村の取り組み状況や町内小中学校の意見を聞くとともに、道教委でまとめる活用事例や活用方法を参考として検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 1項目めの乳幼児健診における小児がんの早期発見についての再質問をさせていただきます。

1点目の、小児がんの早期発見の取り組みについてであります。小児がんは発症数が少ないため、小児がんそのものの認識が薄いと考えております。しかし、発症すると、子供と家族の人生が大きく左右されてしまいます。

発症数の少ない小児がんゆえに、症状に早く気づくことが重要と考えます。

そこで、意識啓発活動として、広報等に小児がんについての掲載及び4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健診等において、小児がんについてのチラシ等を配布してはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの小児がんの意識啓発についての御質問にお答えいたします。

小児がんにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、さまざまな種類の小児がんですとか、同じ場所に発生する腫瘍につきましても、さまざまな病気があるという実情にあります。

そういうなかなか症例が少ないがんではありますが、広報等で啓発活動をしてはどうかという御質問ですが、健診等につきましては、病気についての説明ですとか、パンフレットも配布させていただいておりますので、その中で、保護者の方にがんについての意識啓発ということ而努力をまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 啓発をやってくださっている、チラシを配ってくださっているということなので、ぜひ、それをさらに充実させて、親御さんが早く気づくための早期発見に、また御努力をお願いしたいと思います。

2番目の網膜芽細胞腫の早期発見についての取り組みについて質問させていただきます。

網膜芽細胞腫は、発症が1万5,000人に1人、そして、年間80人の子供がかかる目のがんであります。

症状は、目が光って見える白色瞳孔と斜視、発症の比率は、男女の差はなく、片目だけの片眼性が65%から70%、両目とも発症する両眼性は30%から35%です。片眼性は3歳くらいから就学前に見つかることが多いようであります。命にかかわることもある病気で、脳に転移した場合は、ほぼ100%近く命を落とすと言われております。

札幌市は、毎年1人の割合で発症してい

るということでもあります。

近年では、網走の1歳半の乳幼児が発症いたしました。お母さんが気づき、小児科を受診しましたが病名がわからなく、網走の眼科、北見の眼科とまわり、厚生病院を受診し、そして、厚生病院に北大の先生が来たときに受診、そして、最終的には北大へ、検査の結果、網膜芽細胞腫と判明したそうであります。

この間、約1カ月半経過し、ステージ4まで進んでしまいました。転移の危険性があるとの判断で、眼球を摘出したそうあります。

網走は、医師の診察欄と保護者記入欄に白色瞳孔の項目が追加されました。そして、早期発見に努めていくことになりました。

病名がわからないまま、次から次へと病院を受診、そして、ステージ4まで進み、義眼になってしまいました。このようなかわいそうなお話を聞き、美幌町も目のがんの発症が、早期発見につながるように白色瞳孔の項目は、乳幼児健診のすべての健診に追加すべき項目だと強く感じまして、今回質問させていただきました。

この私の質問の動機、思いについてどのように思われたか、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も今回この質問をいただいて、不慮の事故を除いて小児がんが一番子供の中では多いということもわかりましたし、また、網膜芽細胞腫ですか、これについても、実は初めて私も知りまして、子供にとっては、後遺症が残ったり、亡くなったりするというので、非常に怖いことだろうと思います。

私も実は議員と同じような気持ちになりました。それで、先ほど、広報を通じてどうでしょうかというお話がありましたけれども、いずれにしろ、今最前線で頑張っている保健師がいろんな健診をやっております。美幌町は4カ月健診から始まって、多

くの検査、健診をやっております。

そんな中で、特に、目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になっていきますかという項目が、実は、4カ月健診の中に、こういうふうにも母子手帳の中にも入っておりますし、あと、6カ月から7カ月についても、瞳が白く見えたり、黄緑色に光っていないか、あるいは、見えたりすることがないかどうかというような質問事項もありまして、これに明記してあるということでもありますけれども、いずれにいたしましても、最前線で頑張っている保健師がおりますので、そういった意見をこれからもしっかりと受けとめていきたいと、そのように思っております。

また、議員と同じように、本当に不幸にこういうことにかかれた方については、本当に残念な気持ち、親御さんの気持ちを考えると本当に残念なことだと思っております。

そうしたことは一人でも少なくなるように、私どももしっかりと頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 白色瞳孔という4文字を入れていただいたら、本当に早期発見につながります。本当に親御さんたちが悲しい思いをしないのではないかなと思えます。

網膜芽細胞腫のお子さんを持つ会のすくすくの代表者池田さんとお話しをされた方のお話を伺いました。

家族の会すくすくが訴えているのは、どんながんも同じですが、早期発見の大切さですということ、早くわかれば化学治療や眼動注、レーザー照射など、さまざまな治療法を行うことができる。そして、眼球も摘出しなくても済むということです。

また、この池田さんの息子さんは、生後1週間で気づき、両眼性であったけれど、何度も入退院を繰り返して右だけは残すこ

とができた。発見が遅れ、両目が義眼になって全盲になっていたら、全く違う人生になっていたとも言われていたそうでありませう。

また、池田さんいわく、一般には親が異常に気づいても、何だろうと思っているうちにあつという間に二、三カ月が過ぎてしまい、また、乳幼児健診で保健師に相談しても、もう少し様子を見ましようと言われ、病気が進行してしまうケースも多いとのことでもあります。

また、網走のお子さんのように、子供の病気なので、眼科ではなく、まずは小児科にかかってしまうことが多く、症例が少ないため網膜芽細胞腫の子供を実際に見たことのある医師が少なく、斜視と間違われて手遅れになることも多いということでありました。

今、町長もおっしゃっていましたが、母子手帳の6カ月、7カ月ころのページに、瞳が白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることはありますかと、お母さんに質問している項目ですよね。これは、家族の会すくすくの働きかけで記述を載せていただくことができたそうでもあります。

そのため、お母さんは気づくことができても、乳幼児健診の医師の欄の目の項目に入っていないため、お母さんは気づいても医師から確認されないで、そのままにして手遅れになったり、また、乳幼児健診のとき子供がぐずったりすると、目の状態までしっかり見きれないことがありますということで、このような見落としを防ぐにも、医師の診察欄に白色瞳孔を入れてほしいと家族の会すくすくの池田代表が言われていたそうでもあります。また、それを各地に広めていただきたいとも言われていたそうでもあります。札幌市も紋別市もこの項目に入っております。

その中で、網走市の事例を受けた紋別市は、保健師、お母さんたちにも啓蒙活動を進めてくれることになったそうでありま

す。

先ほども言いましたが、白色瞳孔、この4文字の項目があるかないかで子供の生き方、人生が変わるといっても、私は過言ではないと思いますが、どう思われるでしょうか。

私は、この白色瞳孔の4項目を追加して、早期発見に務めてほしいと願いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは多分、全国一律のものだと思いますので、町独自でどうできるかは、健診のときの重点項目として別に設けておくか、全国一律のものなので、それが入れられるかどうか、要するに、お母さんが連れて来る方が多いと思いますので、お母さんとよく話をすることは極めて重要だと私は思っております。

それで、乳幼児健診の受診状況を見ますと、4カ月、10カ月、1歳6カ月、それと3歳とあわせて、未受診の方は、4カ月で2人、10カ月で1人ということになっておりまして、全体で4カ月で117人のうち115人が受けているということでもありますけれども、経過観察として14名おられるということでもあります。

そして、10カ月では117人が対象になっておりまして、116人が受けて1人が未受診ということで、9名の経過観察があるということでもありますけれども、この2人については、病院で健康診査を受けたということでもありますし、10カ月の方については保健師の家庭訪問により、いろんな確認をしているということで、要検査自体は、2人、1人については要検査はなかったということでもありますけれども、3歳児が100%受けているのですけれども、このうち経過観察が40人、そのうち要精密検査が4人ということになっているようでございます。

この4人のうち1人が視力が不足してい

るということで、要するに精密検査を受けるといようなことになっているようでもあります。あと、もう3人については、尿検査、あるいは、心臓の雑音をやるということになっているようでもあります。

いずれにしても、お母さんたちに対するPRもしっかりしていないと、やはり、早期発見、早期治療につながらないと思いますので、その辺もしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの網膜芽細胞腫の関係でございますけれども、1回目に答弁させてもらっておりますとおり、母子手帳の中に記載項目がありまして、保健師のほうも記載をされていない場合は聞き取り等をする形で漏れのない確認を行っているところでございます。

また、こちらの乳幼児健診におきましても、乳幼児健診身体診察マニュアルというものがありまして、その中に白色瞳孔、斜視等の所見のとり方だとか判定、対応等が記載されておりまして、こういう部分につきましても医師のほうで確認をして、疾病の早期発見と早期治療に重要な役割を果たしているというふうに考えております。

議員おっしゃるとおり、白色瞳孔の記述につきましても、母子手帳は一律国で決まっている部分がありますので、医師のほうでも所見のマニュアル等では見る形がとられております。

健診アンケートには記載がありませんけれども、この部分について記載したほうがいいのかどうかにつきましては、医師の意見だとか、保護者、母子手帳にもありますので、重複しない形がいいのか意見を聞きながら、検討させていただきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 2項目めの再質問をさせていただきます。

道教委は、eラーニングシステムをどのように市町村に取り組みを進めていくかの答弁で、ICT活用は子供たちの興味や関心を高めるなど、教育の質の向上を図る上でも有効であり、特にインターネットなどの情報通信ネットワークは、時間や空間の制約を受けずに子供たちの多様なニーズに対応する教育の機会を提供できるなど、広域分散型の本道においては、大きな効果が期待できることから、このシステムの内容や特徴及び活用のための手順などを示した教育委員会、学校向けの資料と、実際の使い方を紹介した子供向けの資料を作成し、4月に市町村教育委員会及び学校に配布し、活用を促し、通知を図りました。

本町では、現在のところ活用に至っておりませんが、特徴について資料があったと思いますが、英語では、このシステムで道教委が英語のコンピューターベーステストを作成し、英検準2級から5級までの筆記、リスニング問題が用意され、全ての問題に取り組む知識習得学習と、回答率に応じて出題内容が変化する復習モードと、テスト形式で問題に取り組む模擬テストの3種類を用意し、コンピューターが自動採点するそうであります。そして、間違えた場合、繰り返し学習することが可能で、コンピューターが子供の回答状況から理解度を判断して、正解率が上がると難しい問題、下がると易しい問題を出すということで、こうした一人一人に合った問題を出すこのシステム、この一人一人に合った学びの提供のシステムについて、どのように思われているかお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、質問いただきましたeラーニングシステムを使うということに対しては、今、中嶋議員がおっしゃいましたけれども、北海道のような広域分散型の地域にとっては有効だというのは

当然認めております。

4月にも道教委から今説明を受けた内容の言葉としての提供はあるのですが、具体的にそれがどういう形でシステムとして動いていくかということが、全く先生方もわからないのです。

では、どうしているかということなのですが、すけれども、今回、道教委がことしの2月に、大学と協定を結びました。4月に慌ててソフトをつくって、使いなさいということの中で、今やられていることは、eラーニングの活用フォーラムをして、具体的に先生方に機械でソフトを動かしてもらったり、教育委員会の人間をそうしてやるような形で徐々にやっているのです。

ですから、報道等では一遍に打ち出しているのですが、現実としては、どういうシステムなのか全くわからない。それを今、徐々に広げるということでやっていますので、これから、私どもの町も含めて、広がっていくのかなというふうに思っています。

大学に近いところは、大学へ行って、実際にパソコンを置いてなりできるのですが、こちらのオホーツクの先生方がどこかでやる場合に、今言ったような道教委なり、大学が、オホーツクのどこか美幌でもいいのですが、そのソフトを持ち込んで、先生方とか、教育委員会の人に、職員に見せなければなかなか進んでいけないのが状況なので、今はそういう状況ではあります。

これがだめだとかそういうことではなくて、有効な手段であるということは十分認めております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 4月にこのシステムを周知されてから、8月14日現在の状況は答弁でもありました、そして、この後の活用状況を道教委に伺ってみました。

9月13日現在、24市町村51校が登録されたとのことでした。1カ月で4市町村19校がふえたこととなります。そして、残念ながら、このオホーツク管内の登録はまだありませんでした。

担当の方いわく、オホーツク管内ではまだ活用されていないので、先進的に美幌町にぜひ活用をお願いしていただきたいと言っておりました。

今、教育長が、システムを出されて、内容も何もわからないということだったので、道教委は、ぜひ美幌町に活用してほしいとこのように言われてますので、逆にこちらから、まだ理解できないところを道教委のほうにお聞きして、ぜひ、活用していただきたいなと思います。

私も内容とかを読みまして、本当に一人一人に合ったシステムなんだなど、道教委はこれから学力の高みを狙っている子供たちのための活用方法とか、不登校児童、生徒への支援にも、これからどんどん活用していくと、市町村の教育委員会のほうに発信していくともおっしゃっています。

それで、美幌町にぜひ先進的に活用していただきたいと言っておられますので、その点いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） オホーツク管内ということでのお話で、先進的にという話をしております。

こういうものをやる場合、私は当初は美幌で何か先進的にという思いは結構あったのですが、やはり、教育の現場としては、オホーツク全体と一緒に歩んでいかないとだめだなというふうに感じるものがたくさんあります。

私も管内の教育長の幹事というか、進め役をやらせていただいた中で、なるべくいいものは皆さんと一緒にやってやりましょうということをご提案しております。

ですから、このシステムも、できれば教育長たちと話して、学校の先生方として、

言葉では個々のというふうに言うのですが、具体的にそれぞれの子に合わせたときに、あくまでも機械と生徒児童との向き合い、ここの部分で全てが成り立つわけではなくて、そこら辺をきちんと子供たちに伝えること、それから現場の先生方にも理解をいただかないと進んでいけないというふうに私は思っているのです。

そういう意味では、今考えているのは、できるだけオホーツク全体で、こういう動きについては、しっかりと受けとめて進みたいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 教育委員会を出してありました外部報告書を読ませていただきました。

美幌町教育委員会の学校に対する充実した支援及び助言、指導の手厚さは管内市町村教育委員会の中でも特出されているという高評価をいただいております。

私は、それを見たときに、道教委からも、美幌は先進的にやっていただきたいという話を聞いたときに、美幌町はこのように特出されるすごい取り組みをやっているのだなということは、これを読みまして実感しましたので、ぜひ、わからないことは道教委に聞いて、子供たち、中学3年生は受験を迎えます。活用できる月数も少ないと思いますので、ぜひ、活用していただけたらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） ありがとうございます。

そういうふうに評価いただいたことには感謝申し上げたいというふうに思っております。

今、議員がおっしゃられたことは、可能な限り美幌町としても努力していきたいですし、あと、オホーツク全体の中でしっかりと子供たちのために向き合う形で進めた

いというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 最後の質問をさせていただきます。

公営住宅入居に際しての連帯保証人の取り扱いについてであります。

私は、平成28年3月議会の一般質問で、公営住宅入居に際して、連帯保証人2人の確保に苦慮されている状況と、管内18市町村で15市町村83%が連帯保証人は1人となっていることから、連帯保証人を1人にしてはという質問をさせていただきましたが、この現状を担当者も認識されていましたが、その後も連帯保証人探しに困っている方もおられました。残念ながら、今回の答弁も同じように思われます。

しかし、このたびの民法改正による国土交通省住宅局住宅総合整備課長の通知は、平成32年4月より新規入居者は個人根保証契約の限度額の設定の対象となり、連帯保証人になった場合、幾らであれ、具体的な額の設定が必要となることから、さらに、連帯保証人の確保が難しくなると懸念されるため、連帯保証人を削除するという通知であります。

また、総務省の行政評価でも、公営住宅は国土交通省において、住宅セーフティネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅への入居に困難を伴う高齢者や障がい者、生活保護受給者等が保証人確保できないことにより、公営住宅への入居を辞退した例が見られたとありました。

こうした総務省の行政評価から、国土交通省は、従来、自治体に示してきた公営住宅管理標準条例案という条例ひな形を今般見直し、連帯保証人を必要としないこととする通知を発出したとのこととあります。

既に、あくまで連帯保証人を求めるかどうかは、条例等で自治体判断ですが、ほとんどの自治体が国土交通省の条例ひな形そ

のまま使われているようであります。

住宅セーフティネットの中核をなす公営住宅を必要とする住宅弱者、また、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人の確保ができないために、入居できないといった事態が生じないようにすることが必要であります。

保証人確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから、転換すべきであるとの考えを示していますが、本町の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 連帯保証人の関係につきましては、答弁書で御答弁をさせていただいたとおりでございますが、私どもの考えとしては、連帯保証人については債務保証だけではなくて、緊急時の連絡先、あるいは、入居者との日常の連携等も期待するものというふうに考えております。

国交省の通知について、私どもは、今年6月26日に受理をしております。その中で、議員の御質問のとおりであります。一方で、標準の賃貸借契約書のひな形と同時に、国交省におきましては、家賃債務保証業登録制度というものも発足をしてございます。

ですので、連帯保証人を削除する条項もある一方では、民間では家賃債務保証登録制度も持って、国交省で登録するようなことも実際に行われておりますので、民法改正の32年4月の施行に合わせて、北海道、あるいは他自治体の状況をよく調査、研究した上で、本町においても適切に対応をして、住宅に困窮している低所得者への住宅提供という目的に支障が生じることのないように対応してまいりたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん、

○12番（中嶋すみ江君） 関係保証です

ね。関係保証も確保するというので、でも、それが保険料が高くて、万一、残高不足で、保証期間による立て替えが発生すると催促が著しく金利も高い、できれば、機関保証は利用したくないという声が出ているようであります。

次に移ります。

連帯保証人を必要としている理由を答弁でもいただきましたが、今回のこの通知は、連帯保証人を不要としても対応がとれるように明確に対応策が提示されていました。

それで、答弁と通知を照らし合わせて連帯保証人の有無について考えてみますと、答弁は、入居者の債務保証のほか、家族や知人との緊急時の連絡先確保など、孤立化、孤独化を防ぎ、入居者が安心して住み続けるための一面を担っていると言われております。

通知には、保証人が家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることに鑑みて、わかってますよということです。

ということで、答弁とはここまで同じです。

次は、それにかわるものなのであります。

入居時において緊急時に連絡がとれるように、勤務先、親戚や知人の住所と緊急時の連絡先を提出させることが望ましい。

この提出はということで、提出させることが連帯保証人と同じで役目を果たしますよというように受けとめられます。

また、答弁では、孤立化、孤独化を危惧されていますが、その対応としては、美幌町は旭公住などのように、独居の方を訪問する生活訪問支援員が在住しています。

また、本町は緊急情報システムを導入されて安心につながっています。その他、愛のふれあい訪問、ヤクルトを配付してありますが、それも継続されていて、まだ利用者がいるのではと周知を考えているよう

あります。

そういう点からも、行政として手が行き届いている部分もあるのではと私は思っております。

それでも、孤立化、孤独化に危惧されているのであれば、行政内部で連携した対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（西 俊男君） ただいまの質問ですけれども、緊急時の連絡先ということでお話がありましたけれども、当然、緊急時のそういった対応をしてもらう方なのですけれども、実際にいろいろな場面がありまして、御本人の病気等の関係もありますけれども、連帯保証としてみますと、家賃債務のほかに、入居から明け渡しまでということで、例えば、明け渡しする際に、亡くなられた方の場合なのですけれども、御子息等の相続人が対象者はおられるのですけれども、連帯保証にはなっていないという、そんなケースで、住宅の明け渡しに関して、相続自体を受けるかどうかを躊躇しているということで、明け渡しに関して、スムーズに進まなかった事案等も実際に起きております。

そういった部分に対応するために、単なる連絡先ということでは実際の場面では対応できない、やはり、連帯保証という現状と変わらない、そういった役割は担ってもらわなければ、運用の中では対応できないかなと考えております。

ただ、今回の民法改正等に対応すべく、今後検討していく中では、さまざまな部分を考慮しながら、検討を進めていかなければならないと、そういったことは認識はしております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 今、お話の中で病気ということも言われてましたけど、それもこの文書に載っていました。

滞納者が、所得が著しく低額または病気

等により著しく多額の支出を要するなどにより、やむを得ず家賃を支払えない状況にあるものに対しては、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置を講じるなど、入居者の事情に配慮した適切な対応を行っていただくようお願いいたしますということが載っております。

ということは、このような制度があるということも入居者は認識していないかもしれないので、行政がそれを指導して、教えてあげて、対応してあげてほしいと言われているのではないかと私は考えました。

また、家賃の滞納の対策についても説明されておりました。

公営住宅の家賃は、入居者の収入等の状況を踏まえ、政策的視点から低廉に設定されていること、入居者に対し公営住宅の趣旨、目的及び家賃制度等について周知、啓発に努める、家賃の滞納があった場合には、法令等の規定に従い所要の措置を講ずることがある旨をあらかじめ理解していただくとともに、実際に家賃の滞納が生じた場合には、滞納額が累積しておよそ支払いが困難となる前に、入居者に対する家賃支払いの督促等の措置を早期に講じるとともに、民生部局等とも連携して収入等の状況や入居者の個々の事情を十分に把握し、入居者の置かれている状況に応じて、個別、具体的に家賃の納付指導や臨戸訪問を行うなど、適正に家賃の徴収を行っていくことも重要であると述べられております。

○議長（大原 昇君） 中嶋議員、時間であります。

これで、12番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時25分といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） [登壇] 私は、2項目について質問をいたします。

まず一つ目として、ふるさと祭りについてです。

出店数の増加対策についてお伺いいたします。

美幌ふるさと祭りは、町民参加による手づくりの出店、青少年の健全育成及び町民の安全を促進する目的で始まり、27年間継続できていることはすばらしい取り組みであると感じています。

過去にも一般質問をしましたが、ふるさと祭りの出店数が年々減少してきており、ことしも出店数を確保するために御苦労があったと思います。

祭りを盛り上げ、町民の皆さんに楽しんでもらえる祭りとするためには、新たな発想による出店数の増加策も必要と考えますが、今後の取り組みについて考え方をお示しくください。

二つ目、緊急時の対応についてということですが、お祭りの最終日は晴天に恵まれましたが、胆振東部地震により道内全域が停電となり、祭りは中止となりました。

このこと自体は、幸いにも直接的な被害がなかった本町としてもやむを得なかったものと理解してはいますが、出店した方々にとっては影響が大きかったと思います。

停電により固定電話が不通の中、状況がわからず開店準備を進めていた出店者もいらっしゃいました。中止の判断をするまでにはさまざまな議論があったと思いますが、もっと迅速な対応が必要ではなかったかと考えるところです。

町長は日頃から、災害に限らず、いつ起こるかわからない不測の事態に対応するためには、平時における体制づくりが大切だとおっしゃっていましたが、今回のことを踏まえ、ふるさと祭り等イベントのときの緊急時の対応についての考え方をお示しい

ただきたい。

二つ目、教育行政の中の学習支援についてです。

過去にも一般質問をしましたが、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、子供たちが健やかに育成されるための環境整備がされています。

美幌町の取り組みとして、訪問型学習支援、公共施設を利用した学習支援が行われていますが、現況と今後の取り組みについての考え方を示してください。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

2の教育行政については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきます。

まず初めに、美幌ふるさと祭りについてであります。1点目の出店数の増加対策についてであります。美幌ふるさと祭りは、美幌町手作り出店実行委員会の主催のもと、多くの関係機関や団体の皆様の御支援、御協力により、ことしで27回目の開催となりました。

ことしの出店数は35店で、昨年と同様の出店数となっており、業種では、食品関係が23店、その他が4店、両方が、要するに食品関係とその他をあわせた両方が8点となっております。

出店数は、出店従事者の高齢化や平日開催の関係などから多少の増減が見られますが、減少傾向となっております。

出店数の減少への対策はもとより、子供たちが安心して楽しめる場の充実や食品関係の出店が多くなっている現状も含め、実行委員会においても検討されているところであります。町としても積極的に支援、協力をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思えます。

2点目の緊急時の対応についてですが、

9月6日の対応状況は、午前3時7分に発生した胆振東部地震により全道的に停電となり、本町においても信号機がとまったため、臨時休校とした各小中高校生や来場者に危険が伴うこと、食品保管において冷蔵庫が使用できず衛生上問題があることにより、実行委員長と事務局で協議した結果、12時までに停電が復旧すれば、14時から開店、12時までに復旧しなければ中止とすることを決定し、6時過ぎより事務局から各出店者の緊急連絡先へ電話連絡がされております。

その後、12時までに停電が復旧する見込みがなくなったため、再度、実行委員長と事務局で協議し、10時17分過ぎに中止を決定し、10時30分ころには、お祭り会場において、出店に対する問い合わせがあった出店者への対応をして、12時から各出店代表者を招集し、中止の説明がされております。

中止の決定や各出店者への連絡方法など、実行委員会では今後検証されると思いますが、災害時には、実行委員会と町との間で連携を密にして対応を図っていく必要があると考えております。

また、ふるさと祭りに限らず、他のイベントにおいても各実行委員会と協議し、災害時に迅速な対応ができるような体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁いたします。

学習支援についてですが、学習支援事業については、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、実施主体である北海道が生活困窮世帯等学習支援事業に取り組む中、昨年度はオホーツク管内において40名が利用し、うち、本町では7名の利用実績となっております。

御質問の学習支援の現状と今後の取り組みについての考え方でありますが、現在5名の児童生徒が利用しております。内訳として、訪問型支援は4名、通信型支援が1名であり、そのほか拠点型支援及び集中学習については利用がない状況であります。

今後の取り組みにつきましては、就学援助決定の際に、事業内容を説明したリーフレットを同封することで、引き続き対象児童生徒への周知活動に取り組むほか、生活相談時においても対象世帯となる家庭に対し、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましても、本事業の実施にあわせて、学校として必要な取り組みがあれば対応してまいりたいと考えております。

また、平常時は授業時間終了後、午後2時から4時までの2時間について、希望する児童に対して放課後学習サポートを実施しており、さらに、長期休業中は地域の大学生ボランティアの支援を受けて学習サポートを実施しているところであります。

今後においても、引き続き学習支援に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） それでは、再度質問させていただきますが、ふるさと祭りについてから質問させていただきます。

美幌町のふるさと祭りは、答弁にもありますように、安心して楽しめるお祭りの一つとして、ふるさと祭りが27回も続いている町は多くはないと認識しているところです。

だからこそ、今後も、このふるさと祭りが続いていってほしいという思いを込めて、今回も質問をさせていただきました。

その中で、なかなか思いが伝わっていな

いのではないかと感じているところです。

答弁のとおり、今回の出店は35店と減少してきておりますけれど、出店者、出店数は、出店従事者の高齢化や、平日開催の関係も否めませんが、出店料、それから、出店する名簿の提出、そういう条件がかなり厳しくなっていることも原因の一つではないかと考えるところです。3日間の出店をクリアするためには、人員を確保することも難しくなっている状況にあるということは御理解いただきたいと思えます。

食品関係の出店が多くなっているというのは、皆さんに食べることも含めて楽しんでいただけることと、皆さんが利用していただけるということが大きな原因かなというふうに思いますが、食品関係は赤字とはならないのではないかと感じているところです。

この出店をすることによって、例えば、会の活動資金として、また、ボランティア活動として、それから、町のお祭りを盛り上げるために皆さん頑張って取り組んでいることと感じています。

また、利益が発生しないお店も、子供達のためにということで頑張って出店しておりますが、出店料を一律に納めて出店していただいていることについては、どのように考えておられるのでしょうか。

実行委員会としても、検討されていることとは思いますが、これは町の一大イベント、一大お祭りですので、当然、町も深くかかわって検討していくべき内容ではないかと考えておりますが、この点について考え方があれば、お示しいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今御質問がありました出店数は、ことしで35店と昨年と同じ出店数でございます。1番多いときで60店を超えるような時期もありましたので、出店数については相当減少してきて

いるということは、実行委員会としても、また事務局としても、十分認識をしているところでございます。

坂田議員のほうからも、数回この出店者の増加対策についてということで御質問を受けて、実行委員会でも検討させていただいているところでございますけれども、もともとのふるさと祭りの開催趣旨、暴力団を排除して、子供たちに安全なお祭りを楽しんでいただきたいというのが大きな趣旨でございますので、この趣旨を大きく曲げるわけにはいかないだろうというふうには考えてございます。

ただ一方で、先ほどございましたとおり、出店の中身として飲食店が多いとか、子供たちの遊ぶ場が少ないという声は、実行委員会のほうにも届いてございますので、そういった問題をどう解決できるかということについては検討してございますけれども、なかなかこれとってというものはないということです。ただ、幅広い分野の中で、出店者を考えていかなければいけないだろうというふうには考えてございません。

その中に、坂田議員おっしゃるとおり、採算を度外視して出店をされているところもございますし、子供たちに楽しんでいただきたいという趣旨の中で、それを主として出店をされているところもございます。

そういったところを含めて、一律にこういう趣旨だから出店料をこの程度でというわけにもいかないというところもございますので、そういった取り扱いについてどうするかということについては、今後、課題として検討していかなければいけないだろうというふうに思っています。

ただ、もう一つ、出店のしやすい環境をつくっていくということも重要だろうというふうに考えてございます。出店者の声も聞きながら、また、ふるさと祭りの趣旨も考えながら、どの程度、どういった形でこの対応を図れるかというのは実行委員会の

中で十分協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

10万人を超える多くの来場者があるお祭りでございますので、出店だけでなく、そういったところでチャレンジをしてみたいとか、多くの人の目に触れていただきたいものがあると、そういったものも含めて、あそこに出店をいただくというような形の手法をとっていく中で、多くの来場者が来ているメリットを最大限生かせるような出店の内容についても検討を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今答弁いただいた内容については、十分理解しているところでございます。

ただ、子供たちのためにいろいろ考えながら出店している人たちというのは、本当に採算を度外視しながら、頑張っているところがたくさんあると思います。

負担金についても、やはり一律ということには問題があるのではないかとというふうに考えます。

昔、3日間で5,000円の出店料のときは、いろんな人たちが自分たちもやってみたい、こんなお店を出してみたいという思いで出した人たちがたくさんいたと思うのです。ただ、3日間丸々ボランティアで利益が上がらない出店となると、やはり考えざるを得ない状況になってきたのではないかとというふうに思っていますので、そういう事からすると、出店料に関しても、もう少し負担を軽減するとか、子供たちを中心とした出店にするためには、もう少し考え方を変えてもいいのではないかとというふうに思います。

1番心配するのは、今回は35店ありましたけれど、申し込みの段階、2日前の段階では20店舗しかないという話を伺って

ましたので、そうなるべくとだんだんお店の状況をどんなふうと考えていったらいいのかというのは、本当に考えてきていただけたのかなというふうな心配もありました。

続けていくためには、いろんな条件を軽減していく必要があると思いますが、これから、どのような内容を盛り込んでいくことを重点にしていくのか、そこら辺のことを、今から出店者の人たち、それから、お店に来る人たちの意見も、アンケートなり、いろんなところで調査をした中で進めてもらえれば、もう少し違った手法ができるのではないかとこのように思いますが、考え方があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 27回を数えるということで、約3分の1世紀がやや近くなってきたという思ひでありますけれども、私も、議員と同じように、このお祭りはやはり、続いていかなければいけないと思ひますし、将来にわたって守っていかなければいけないお祭りだとこのように思っております。

もちろん、全くボランティアでやっておられて、採算を度外視してという出店もあるようでありますけれども、食品でいうと1店舗1万9,200円です。これが高いかどうかという話になりますと、多い時で13万人、あるいは11万人さらには、ことは1日少なかったですから、約7万2,000人ということで、それなりの消費はあると思ひます。

約2億円使っていただくというようなことで、そのうち、食品について1万9,200円が高いかどうかというのは、それぞれの判断はあると思ひますけれども、いずれにしても、このように皆さん、坂田議員がおっしゃられたことを、我々としては実行委員会にお伝えして、実行委員会としてどうするかという判断もあると思ひます

るので、私が今お話しすることは、即実行委員会の意見ということではありませんので、このようにことをしっかりと私たちは、実行委員会の中でお伝えしていくという義務があると思ひますので、それについてはしっかりとこれからお話をさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

よろしかったでしょうか。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 美幌に落ちるお金、お店全体で落ちるお金というのは確かにあると思ひますが、ただ、3日間皆さんボランティアなのです。

その中で、例えば、今回明細を見せていただきましたけど、有料ごみ幾らと、私たち出店者は、自分たちでごみを片づけているのにゴミ代金を取られたり、このようにところでもう少し軽減できるものがあるのではないかと、そこら辺のことも含めて検討していく必要があるのではないかとこのように思ひます。

確かに、食料品関係は幾分か赤字にならないで済む状況にはあると思ひます。自分で経験していますので、それは十分理解いたします。

ただ、このようにないところについては、やはり、一律に有料ごみの料金を取ったり、それから、まだほかに負担金で軽減できるものがあると思ひますので、実行委員会だけにお任せするのではなくて、やはり町としてもっと深くかかわっていただきたいというのは、現実に町がやっているのと同様なことなわけですよ。

だから、そこら辺のことをもう少し検討していける課題はたくさんあると思ひますので、そのことについては、これからも、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひますので、そのことについて、もし考え方があればお聞かせいただきたいです。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実行委員会をつくってやっていますけども、事務局として行政が持っているというのは今の状況だと思えます。

実行委員会を立ち上げてこういったお祭りをやるというのは、美幌ではほかにもあるわけでありまして、例えば、和牛まつりなんかもそうですし、その中で、どこまで私どもが入っていけるかという問題もあると思えますけれども、これが、行政全部でやれということになると、なかなか難しい問題が出てくると思えます。行政的な考え方が全面に出るとなかなか難しいところがあると思えます。

そういった意味で、もちろん、事務局として発言はしっかりしていると思えます。私が感じるのは、事務局としてしっかりと状況判断は間違っていないというような判断をして、発言をしていると思えます。

今回の3日目の中止に当たっても、委員長と実行委員会の事務局と話をして、今回やめたということでもありますけれども、これについても、私は正しい判断であったとそんなふうに思っておりますし、もちろん、いろんな発言をしていかないといけないと思えますが、その都度、私どもにも報告して、指示することはして、町としてこういう考え方でいったらどうだという話をさせていただいておりますので、そういった意味で、町の意は実行委員会の中で通じているとそのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、町長から答弁いただいたように、実行委員会方式というのは間違っていないと思っておりますし、そういう方法でやるしかないということも理解はしています。

ただ、課題についてはたくさんありますので、その課題を実行委員会だけにお任せするのではなくて、町も深くかかわってい

ただきたいという思いで今回発言させていただいておりますので、しっかりもう一度、相談をしながら、次回に向けていい方法をとれるように準備を進めていただきたいと、そんな思いであります。

次に、緊急時対応について質問をさせていただきます。

さきに答弁いただきましたけれども、私としては、全く理解できる内容になっていないとそう思っています。

どういうことかと申しますと、6時過ぎに事務局から各出店者の緊急連絡先に電話で連絡しているとのことですが、停電で電話は全く通じておりません。どのように連絡したのかと不思議に思うところがあります。

出店者は、具体的な状況もわからないまま、出店の準備をしているところもありました。それから、会場の中では、フェイスブックの情報によると、日にちも時間も間違った情報だということを言いながらも、中止になるだろうというのが朝8時、9時ごろの出店する人たちの会話がありました。ただ、どうしていいかわからないということで、不満が募っていたのは事実です。

Jアラートの情報であれば、現段階では回復の見通しが立たないということだったと思えます。であれば、もっと早い段階で、出店者に情報を提供すべきだったのではありませんか。

11時半ころに、担当の方から12時に集まってくださいとの連絡がありましたけれども、それまでは何の連絡もなく、出店者はいらいらして判断を待たされたという状況にあります。

今回は災害ですから言えばそれまでですけれども、出店者の方々は、3日間の材料を準備しているわけですから、その処理の仕方も判断せざるを得ないところにありました。そのような出店者の苦労も含めて、しっかり対応できたのかというところ

に疑問が残ります。

今回は幸いにも、停電で済みましたが、停電と言いながらも全町の停電であります。このような事態は初めての出来事でもあります。このような場合は、実行委員会だけにお任せするのではなく、町も即対応すべきではなかったかと思えます。

どのような災害にも対応できる準備を重ねてきたものと思っておりましたが、とても残念なことと感じています。

今回の災害をこのままに終わらせることではなくて、どのような災害でも迅速な対応をできるようにということで、先ほど答弁がありましたけれど、今後の取り組みとして、考え方があればお示ししたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今の坂田議員から御質問のありました、朝6時から出店者の方に停電のことを含めて御連絡を申し上げて、停電の中でどういう伝達手段だったのかということでございますけれども、ほとんど携帯電話にて連絡を差し上げたところでございます。

担当のほうからは、出店者の方には全て連絡がついていますということで報告を受けていますので、恐らく、出店者の方には何かしらの形で、携帯電話が中心だと思いますけれども、連絡は差し上げたのだろうというふうに考えているところでございます。

それから、3日間の食材を用意をしているということで、私どもも重々承知をしているところでございます。それで、3日間何とか、3日目は時間が遅くなっても開店をしたいという思いから、12時までには電気が復旧すれば2時の開店ということで当初進めていたところでございます。

その中で、苫東厚真発電所が破損したということで、復旧の可能性が極めて時間がかかるということがわかりまして10時17分過ぎに中止を決定したというところで

ございます。

これらについて、実行委員会として、3日目も極力開店をとということで努力をした結果、こういう形になったことを御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今答弁いただきました、携帯で皆さんのところに連絡がついたという状況のようなのですが、ただ、会場で準備している人たちはそういう状況も知らないで、どうなるのだというところでは、非常に心配しながら様子を見ていた状況は、ほとんどの方がそうだったと思います。

代表の人たちのところだけに連絡をとって、きちんとそれが行き渡っていたかというところに、私は少し疑問が残るかというふうには思っています。ただ、そこを追求するだけではなくて、やはり、連絡体制というのがもう少ししっかりすべきだったのではないかというふうに感じているところです。

今回はふるさと祭りでしたけれど、美幌のお祭りは冬まつりもありますし、観光和牛祭りもありますし、そういうときの災害というのはないとは言えない。今までは全くありませんでしたから心配はなかったのですが、今回のふるさと祭りが初めてで、これだけの人たちがどういうふうな状況になるかという不安を抱えたのは間違いなく、皆さんの心情だったのかなというふうに思います。

それと、材料についても、早い段階で処分できるものは処分したいという思いがあって、連絡が来るのを待っていたというのが本音のところだったと思うのです。

皆さんは、やり場のない気持ちで後片付けもなかなか進まない状況だったのかなというふうに、私たち当事者としては、そんな思いで見えていました。

今回のようなときには、実行委員会だけにお任せするのではなくて、町もかかわっていただければ、もっと早い段階でいろんな対応がとれたのではないかというふうに思っておりますので、そこら辺のことで、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 前回も言いましたけども、このお祭りをやはり続けていかなければいけないという思いで、今こういう論議をされているのだらうと、私はそう思っていますので、私も、この一般質問がきたときに担当に聞いたのですけども、実行委員会からそれぞれの責任者には通じているのですねと、中止という話は通じているのですねという話は、確認させてもらいました。

実行委員会として、携帯電話か何かを通じて、あるいは現場にいた代表者にはお話をしているということを私もその時確認いたしました。

あらかじめ、出店にあたって注意事項なり、いろいろ書いていると思うのですが、その中にこういう一文もあります。

本年も北海道電力より節電が呼びかけられておりますが、万一停電になった場合、安全な祭りの運営が厳しくなることから、中止となる場合もございますので御了解をしてくださいということ、あらかじめの説明会の中で、そういう話をさせていただいているということでもありますので、代表者の方もこういう内容をしっかりと読んでいただいて、その上で、今回の状況ですから、今回の全道的な停電の中で、冒頭に答弁させていただいたように、来る方の安全確保であるとか、そういうことも含めて中止せざるを得なかったというところだと思います。

今後においても、何があるかわかりませんので、この災害をきっかけとして、あらゆる災害を想定しながら、今後対応してい

きたいと、そのように思っております。

対応するというのは、私どもが考えられることをしっかりと実行委員会の中で話させていただきたいということでもあります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） せっかく答弁いただいたのですが、連絡体制という意味で、12時に停止するという連絡は確かに受けました。でも、その前に、停電が解消できないということがあらかじめわかった段階で、皆さんに情報を流してやるのが1番大事だったのではないかというふうに思います。

このことがきっかけで、出店したくないということも出てくるのではないかと私の心配な思いで、今回は質問させていただいているのです。なので、きちんとした対応、それから連絡体制、もう少しわかりやすく検討していくべきではないかと思えます。

それと、先ほど停電になった場合という話がありましたけど、今までかつてそういう説明を受けたことはありませんので、もう少しその辺のことも徹底して説明する段階で進めていくべきではないかと思えます。

1番心配しているのは、来年から出店者が少なくなるのではないか、お祭りがどうなるかということの心配があって、私は質問させていただいたということで、これからもふるさと祭りのあり方、それから連絡体制のあり方、そういうことについてはきちんと対応していただきたい。

その思いで今回質問させていただいておりますので、町長におかれましては、実行委員会と町ときちんと連携をとりながら進めていただきたい。

強い思いで臨みましたので、今後、よろしくお願ひしたいと思えます。よろしくお願ひというのはよくないことかもしれませんが、きちんと対応できるようにしていた

だきたいという思いでございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁させていただきましたように、ふるさと祭りに限らず、他のイベントにおいても各実行委員会と協議し、災害時に迅速な対応ができるような体制づくりを進めていきたいと、1回目答弁させていただいてるこの気持ちに変わりはありませんので、今後、中止だとか、延期だとか、そういうものが通じるのか含めて、我々も検討して実行委員会の中に持ち込んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） この質問に対しては、今後しっかりとした取り組みをしていただくということで終わらせていただきます。

次に、学習支援について質問させていただきます。

学習支援については、前回と同じ答弁をいただいております。内容については理解しているところです。

子供たちを取り巻く環境によって、その後の人生に大きな影響を及ぼすことがわかってきました。その結果、貧困状態の子供の学力は、10歳を境に経済的に困窮していない子供たちとの差が拡大するために、早期支援の必要があることもわかってきました。

美幌町では、困窮している家庭というのはないのかもしれませんが、要保護、準要保護の支援を受けざるを得ない状況もふえている状況もありますので、ただリーフレットを配布するだけでなく、また、希望する児童だけを対象にするのではなくて、子供の将来を考えて、きめ細かな対応が必要と考えますが、考え方があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 子供たちに対す

る支援については、今、坂田議員がおっしゃったとおりであります。

考え方につきましては、前回質問いただいたことで、生活困窮者に対してという部分に関しては、基本的には当時の考え方と変わっておりません。ただ、状況として、考えなければいけないというのは、本当にそれだけでいいのかということは、今言われたとおりだというふうに思っております。

生活困窮に関しては、国の支援を受けて道事業でやっていると、では、本当に地域として何ができるのかということや、やはり考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

今回こういう質問もあって、いろいろ考えておりました。学習支援は、本来どう進んでいくべきかというような記事で、愛知県高浜市で、一般社団法人で学習支援をされている代表理事の方が言っておられて、坂田議員がおっしゃったように、本当に人生に大きく影響するということの中で、やはり言うなら、その貧困な家庭に生まれる切実な問題解決をきっかけとして、ただ学習支援をすればいいだけではないというような話の中で、これから自立していくことを地域として考えていかなければいけない。

そういった中でいけば、何でも行政がやれることではないのだけれども、今回、例えば、一つのいい動きが出てきたというのは、食事のことであれば、美幌こども食堂とか、そういうもので、自分たちで地域で何ができるかということ動き出してきたことに対して、私どもはしっかり受けとめた中で、そういう支援をきちんとしていくことが大事なのかなというふうにはこのごろ考えている状況ではあります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 町としては、いろんな状況で、多分、取り組んでいると理

解はしています。

ただ、生活困窮となると、親は働くのに一生懸命で、子供のところまで目が行き届かないというのが現実としてあるというふうに思うのです。そういうときに、やはり、気がついた大人たち、私たちも含めてそうなのですが、直接かかわっていただいている先生方もそうですし、そういうところで、この子たちの学力は本当にこれでいいのかということ、気がついていただきたいという思いがあるのです。

それによって、子供たちというのは勉強は余りしたくないというのが本音だろうと思うのです。遊びたいのが本音だと思うので、親からも、それから大人たちから何も言われなければ、勉強はしないで遊んでいたいというのが、通常の子供かなというふうに思っているのです。

今言ったように、生活困窮とは言いませんが、生活が精いっぱいな親たちは、子供のところに実際に目が行き届かない、子供の学力がどうなっているのかも気がつかない状況ではないかと思うのです。

ただ、それをほっておくと、どんどん差が開いていくというのは現実として出てきている状況にはあるのです。

それで、いろんな統計を取ったところ、特に10歳を境に学力差が拡大していくという意味では、ちょうどそのころの年齢だと、まだ、こういう生活習慣を含めて対応していけば、通常に、順調に進んでいるのかなという思いがあるものですから、それには、地域の人達を含めて、皆さんで協力していかなければならないのですが、気がついた人がそういうことに取り組んでいく、それから声をかけていくということが必要になってくるのかなというふうに思っているのです。そういうところを教育委員会が全て担ってほしいという思いはありますが、でも、声をかけてもらえる状況をつくってくれるのが教育委員会ではないかなという思いがありまして、今回あえて、何

度も同じ学習支援について質問させていただいております。

美幌の状況では、まだ利用していない子供たちもたくさんいるだろうと思うのです。そういう子供たちが、私が見てもわかりませんので、やはり専門的な人の目でそれを確認した上で、子供にそれとなく声をかけてもらって、学習できる環境をつくっていただきたいというのが本音のところではあります。

そういう思いがありまして、何回も同じような学習支援というところで質問させていただいております。

民間の人たち、地域の人たちがそういうふうに取り組んでくれる人がたくさんいるといいのですが、なかなかそういうところに気がついてもらえないのも現実としてあるというふうに思いますので、できれば、そういうところから従事していて、退職された人たちの活用をしていただいて、それで、集団的に学習支援をやったり、今は訪問でやられているようですが、空いている施設、公共施設でもあいているところがあるだろうと思いますので、そういうところを中心にして集まりやすい場所、そういうところで1人でも2人でもふやしていく方法をとっていただきたいそんな思いで今回質問しておりますので、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 道の事業を担っております、ワークフェアというNPO法人でありますけれども、答弁の中に、やはり訪問と通信の利用は多いというか、本当はこの団体も非常に苦慮しているのは、先ほど言ったように、学習支援をするだけではなくて、やはりその子供たちを集めているいろんなプログラムをやりたい、パンフレットを見ますと、例えば、食事をつくったり、交流の場を置いたりして、残念ながら、こういう拠点型とか、集中型に参加されていないという部分においては、この辺は今の御指

摘のとおり、知らせる努力はしていく必要があるというふうに私は思っております。

それは、生活困窮だけではなく、本当に全ての子供たちにそういう機会をしっかりとつくる必要もありますし、私どもでできることは、PRも含めてしっかりしていく必要があるというふうに、再度認識したところでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 困窮であろうがなかろうが、子供の学習というのはやはり必要なことですので、しっかりとした取り組みが必要かと思っています。

今回、見せていただきましたけど、この中にも、報告書という意味でしっかり書かれておりましたので、このことについては期待をしたいと思っています。

あと、ここに書かれていない、一生懸命生活している人たちのために、そういう子供たちに目を向けることも1番大事なことかなと思っていますので、美幌に来れば、そういう子供たちも一緒にいろんなことができ、勉強もできて、そして生活もできるというそういう環境づくりを、これから取り組んでいく必要があるというふうに思っていますので、私は、今後の取り組みに期待をしたいと思っておりますので、これで質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時25分といたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） [登壇] それで

は、私は、観光振興対策2項目について質問をいたしたいと思ひます。

1点目は、ホテル誘致の取り組みについてでございます。

2013年に訪日外国人旅行者は1,000万人を超えて、2017年には2,869万人と大幅に増加をしております。

政府は2020年の目標を4,000万人に定め、積極的に取り組んでいます。

2017年政府観光局の資料によると、トップの中国は15.4%増の735万6,000人、次いで韓国が40.3%増の714万人、次いで台湾が9.5%増の456万4,100人、次に米国137万5,000人となっています。

美幌町は、通過型観光の解消が大きな課題となっていますが、町内の宿泊施設が極めて少なく、観光客やビジネス客のほとんどが隣接する北見市や網走市のホテルに宿泊しているのが現状です。

町として、これまでのホテル誘致にどのような取り組みをしてきたのかお尋ねいたします。

2点目は、LCC就航誘致活動についてであります。

平成28年の女満別空港の乗降客数は、82万4,715人で、北海道では、第3位の旭川空港105万9,120人に次いで第4位となっています。

道内空港で国際線の定期運行は、新千歳空港、函館、旭川の3空港のみであります。

一方、低価格運賃で運行サービスを行うLCCの就航誘致の取り組みの成否が今後のホテル誘致に大きく関連すると考えます。

平成30年8月から釧路空港と関西国際空港のLCC就航が実現しています。女満別空港の乗降客数から見ても、LCC就航による乗降客の増加は大いに期待でき、現在の誘致活動の取り組み状況と、実現するための課題についてお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えを申し上げたいと、そのように思います。

初めに、観光振興対策について、ホテル誘致の取り組みについてであります。2016年3月に政府より、明日の日本を支える観光ビジョンが取りまとめられ、訪日外国人旅行者数を2020年までに現在の2倍以上の4,000万人にする大きな目標が掲げられました。

2017年の訪日外国人旅行者数は、前年比19.3%増の2,869万人で、日本政府観光局、JNTOが統計を取り始めた1964年以降最多となり、2020年には東京オリンピックを控え、4,000万人突破に現実味が帯びてきている状況であります。

このような状況の中、北海道としても、訪日外国人来道者の宿泊延べ数は前年比19.2%増の757万人となり、オホーツク管内でも10.2%増の13万人となりましたが、美幌町では前年度66人から165人と倍以上増加したものの、宿泊者数としては少ないのが現状で、議員御指摘のとおり、町内の宿泊施設が極めて少ないことが最大の課題であると認識しているところであります。

ホテル誘致について、どのような取り組みをしてきたかについてであります。宿泊施設の誘致につきましては、滞在型観光の推進を図るためには必要不可欠なもので、本町にとって重要な課題であると認識しているところであり、第6期美幌町総合計画の施策に掲げられ、美幌町観光革新戦略ビジョンにおいても、宿泊施設が少ないことが課題として、滞留型及び滞在型観光の推進の基本方針のもと、宿泊施設の誘致を目標に掲げているところであります。

このような中、平成29年4月26日には、町、観光物産協会、商工会議所、J

A、森林組合、金融機関を構成員とする美幌町観光まちづくり協議会が設立され、今後、美幌町観光振興革新ビジョンに掲げた事項を一体となって取り組むことが確認されたところであります。

実際の誘致についての直接的な取り組みとしては、いまだ実行に移っているものはないのが現状ですが、宿泊施設ではないものの、滞在型観光の推進策として、まちづくり協議会では、キャンピングカーのための滞在施設であるキャンピングパークのプログラムを今後検討することとされたほか、本年6月に美幌シェアリングエコノミー検討委員会を商工会議所で立ち上げ、本町としても参画した中で、空き家を民泊に活用できるかを調査検討することとしています。

その他、観光物産協会の事業では、マーケティング事業に取り組んでおり、本年度、峠の湯びほろにおいて、近年注目されている豪華で快適な新しいキャンプスタイルであるグランピングのモニター事業を実施しているところであります。

今後とも滞在型観光の推進のため、あらゆる可能性を調査検討しながら、商工会議所を初めとした関係団体と連携を図りながら、誘致に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、観光振興対策についてであります。

LCC就航誘致活動についてであります。女満別空港利用拡大の取り組みとして、空港周辺の自治体、議会及び経済団体、その他で構成する女満別空港整備・利用促進協議会に当町も参加しており、この組織が中心となり連携した取り組みを行っていますが、女満別空港のさらなる利用拡大には、LCCの就航による国内外の新たな需要の創出が重要視されているところであります。

御質問の女満別空港におけるLCC就航のための誘致に向けた取り組みについてで

ありますが、昨年から道東地域へ就航が検討されていたピーチ・アビエーションと昨年10月には協議会の幹事とピーチ役員との打ち合わせを行ったほか、11月には協議会役員がピーチ本社に出向き、誘致活動を行ったところであります。

残念ながら、今回は釧路空港が選定されたところでありますが、ピーチとしては、今後状況によっては、道東に複数路線の開設も考えているということであり、課題として、その実現にはキーワードとなっている東北海道周辺一体を面として捉え、周遊ルートの創設や魅力ある体験プログラムの充実を図り、オホーツク地域に誘客を図っていく必要があると考えております。

また、ピーチとしては、市町村間の連携を重要視していることから、協議会としても、今後、釧路地域と連携したプロモーションや広告などの情報発信を積極的に行うこととしています。

2020年度には、道内7空港の民営化が予定されており、着陸料の値下げによる路線網の充実が期待されております。

これらを踏まえながら、今後ともLCC就航の実現に向けて、協議会の中で誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、1項目めのホテル誘致の取り組みについて再質問をさせていただきたいと思っております。

じゃらんのリサーチセンターが調査した、外国人が日本観光に求めているものということで、温泉が73.5%、心を癒すリフレッシュが55.8%、自然景観を楽しむというのが45.3%、郷土料理を食べるとというのが38.5%となっています。

また、政府の官公庁が似たような調査を

してございまして、この中では、パーセントは出ておりませんが、日本食を食べる、ショッピング、自然景勝地を見る、繁華街のまち歩き、温泉入浴の順というふうになっております。

二つの調査結果から見て、私は、このオホーツク、道東にはこれらの要望を満たす観光資源がたくさんあるのではないかなと思っています。強いて言えば、繁華街のまち歩きというと、大きな都市がそうたくさんありませんのでここは抜きにしても、他の項目については、外国人のお客様の要望を満たすものがあるのではないかと思います。

美幌町の観光革新戦略ビジョンを、この質問に当たって目を通させていただきましたが、滞留型及び滞在型並びに体験型観光の推進ということが出てございまして、その中では、体験型観光メニュー化及び受け入れ体制づくりの推進というのをこのビジョンの中では、最重要戦略の一つとして位置づけられています。

既に町は、会議所とか含めていろんな機関と連携をとりながら、峠の雲海だとか、星空観察、また、ことしはヨガを健康と癒やしの体験会ということで大々的に有名な先生らしいですけども、お呼びしてやっております。

先ほど答弁の中にあつた、グラマラスな、いわゆる魅力的なキャンピングの造語であるグランピングというのを、峠の湯でもモニター事業で実施するという意欲的な取り組みについては、私も評価をしているところでございます。

グランピングをいろいろ調べてみましたが、それでも、まだ日本では歴史が浅く、自然を感じながら、どこまでの質を求めていくのかということで、インターネットで見ても、かなりハードに相当グレードの高いものをかけて整備したところから、そうではなくて、食とか体験に重視をしたような取り組みということで、どの程度の質を求め

ていくかというのは、これから、慎重な検討が必要ではないかと思います。

美幌を含めた地元やオホーツクには、恵まれた食材ということで、肉であるとか、魚介類、野菜などこういったものを提供したバーベキュー、グランピングでは、グラマラスのGをとってGBQというのだそうです。豪華な食材を提供するバーベキューということなのですが、こういったものにさらに、体験メニューということで、美幌だけではなくて周辺の魅力ある観光資源を案内などするというので、自分の町だけということではなくて、オホーツクというエリアを活用して展開することによって、私は可能性が大いにあるのではないかなと思います。

そこで、これ以外に、美幌の魅力の再発見ということで、可能性だとか検討しているものが何かございますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このほかでは、今、修学旅行生の農業体験とかそういうこともやっております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私もその取り組みをしていることを知っております。

こういう、いわゆる観光振興対策とあまりかかわりがないというふうに思っていたのですけれども、全国のいろんな外国人の行動をみていると、体験型の中には、お祭りであったり、世界的に有名になったカラオケだとか、和太鼓だとか、折り紙、書道だとか、茶道とか、あるいは生け花、美幌で言えば、外国人の留学生の人たちが来たときに、町内のいろんなボランティア団体の皆さんに、ホームステイして体験していただいている日本のどこにでもあるような伝統行事の体験が、実は外国人に興味があって人気があるというふうに書いてありましたけれども、こういったことなども、美幌町で外国人の方を受け入れたらするとき

の一つのヒントになると思いますが、その辺についてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） インバウンドと言いますか、外国から来られる方にとって、私どもの町で1番利用されているのは、実はキャンプ場だと思います。

キャンプ場は、台湾の方が非常に多く来ておられるということで、あそこを拠点にこの周辺をいろいろ回って歩くということが、一部でSNSを中心に、随分個人で公開しているというようなことも聞いておりますので、そうした効果が、徐々にあらわれてきているという思いをしております。

あと、先ほど言った、高校生の修学旅行については、国内の学校ということで、インバウンドとは違います。

そんなこともやっております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私もフェイスブックで、グランピングの取り組みを峠の湯でやっているということは、実際に那須主幹か誰かに紹介されていたのを拝見いたしました。

それで、なぜ峠の湯なのかというのがわからないのですが、私は、逆に言えば、今町長のおっしゃったように、みどりの村のキャンプ場をもう少しいろんな形で手を加えた中で、このグランピングに活用をすることも一つのヒントなのかなということで、要は、来られた観光客の方が、どれだけ満足度の高い楽しみをそこで提供できるかということで、単に豪華なバーベキューだけやるのではなくて、やはり、美幌町や周辺でいろんな体験をして楽しめると、そういうプログラムをどれだけ用意していくのかということが1番重要かと思います。

今は、峠の湯で実証の事業をやっておりますので、その評価は評価で、今後明らかになったら、美幌町内でも、私はみどりの

村のキャンプ場というのは非常に緑豊かで景観のいいところですから、そういったところでも可能性を探ってみてはどうかと思いますが、今後に向けてグランピングの事業について、場所などについてはどのような考え方をもちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、場所につきまして、今は峠の湯でやっておりますけれども、議員おっしゃるように、みどりの村等その他いろいろな場所を試していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 観光革新戦略ビジョンに掲げる、宿泊施設の誘致の取り組みというのは、確かに、この中に書き込まれて検討するというふうにはなっているのですけれども、今、町が既に取り組んでいる、いわゆる体験型メニューの開発と比べると、私は少し取り組みが現実的に弱いのではないかとこの辺りに考えておりますが、この辺は、町長、率直にどのような感想をお持ちでしょうか。

宿泊施設の誘致と比べて、体験型メニューのほうが非常に積極的にいろんなことをやっていますが、宿泊施設の取り組みが弱いのではないかと私の印象ですけれども、町長はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 表面的には、やはり、弱いのではないかとこの思いは、私もしております。

グランピングだとか、あるいは、先ほど言いました、みどりの村のキャンプ場のバンガローですか、あれを利用したものよりは少し弱いのでありますけれども、ただ、これもなかなか微妙なところがありまして、私もいろんなところに行って、いろん

なPRをしてきているのですが、まだ実現に至っていないというようなことで、例えば、峠の湯の前の指定管理者を受けたところは、ドリーインというホテルをやっているということで、そこまで行った記憶がありますけれども、これも進展していないというようなことでありますので、やはり話せることと話せないことがあったりして、まだまだ弱いのかなという思いをしております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ここに書かれているのを見ると検討ということですが、これを実現するのはかなりハードルが高いということで、重々わかった中で質問しておりますけれども、ホテルとは違うのですが、一つ参考になるのかなということで、実は、小清水町にアウトドアのグローバル企業であるモンベルというのを誘致に成功いたしました。

これは、どういうことで成功したか、インターネットを見ると書かれておりますのでわかると思うのですが、挑戦したのは役場の職員なのです。

あそこは御存じのように、湊沸湖で野鳥観察をしているということで、日本野鳥の会のオホーツク支部というのが小清水町にあるのだそうです。私もそれは聞いたことがありますけれども、その会の方が、モンベルの社員の方と知り合ったということ役場の職員が耳にして、直接何とかモンベルに掛け合えないかということで、町長に話して、町長がモンベルの社長に会って、モンベルの誘致を要請したのがきっかけだというふうに聞いています。

前段話したようなホテルの誘致というのとモンベルは内容が違ふとは思いますが、前も一般質問させていただきましたが、美幌町出身の方とか、町とご縁をいただいた方の中に、もしかするとホテル誘致に結びつくような人脈が隠れてい

るのではないかなというふうに、私は日ごろ思っています。

以前、そういう質問をしましたが、町はこれまで、これらのホテル誘致に対して、今申し上げたような人材の方などにチャレンジしてみようとしたような、そういう取り組みだとかそんなことはありましたでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そういう取り組みをしたことはあります。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、なぜ小清水町の例を出したかということ、ちょっとしたヒントからある職員が意欲的に動いたことが、町長の耳に入って、そして町長が具体的に行動して、そして、実現するというようなこともありますので、これは東川町に行ったときも、松岡町長がモンベルのことについて語っていらっしゃいましたが、そういった面では、ぜひ、美幌町出身者でなくても、いろんな御縁をいただいた方の中に、そういう分野に非常にネットワークを持っている方も探せばいるのではないかと思いますので、ぜひ今後とも、そういったことは継続してやってほしいと思いますが、町長の決意をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私もいろんな方とお会いして、これはと思う人も中にはいたのですが、なかなか難しいといいますが、美幌にホテル誘致まで至っていないという現実であります。

そんな中で、やはり決意といいますか、私なりにこの町にとって、今ホテルはありますけれども、バンケット機能がなくてもいいので、ビジネスホテルでもいいと思うのです。今、旅行者の方も、ほとんど夜は外食したり、あるいはコンビニで買ってきたりとか、そのようなことでバンケット機

能はなくてもいいのだらうと思いますけれども、そういったものも含めて、誘致をしていかなければいけないという思いを持っておりますけれども、片方で、ホテル誘致に動くとなかなか難しい問題もいろいろあるようでありますので、例えば、民業圧迫するのではないかと、町が動くとなかなか難しいのではないかとというようなことも言われかねませんので、その辺は会議所が前面になるかどうかは別として、会議所と連携をとりながらやっていかなければいけないという思いをしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長から、町が動くとなかなか難しいということ、私も行政にいたときにそういう経験をしておりますけれども、美幌町はこれから人口減少になって、どんどん厳しい状況が続いていく中で、こういうビジョンに基づいて、できるだけ宿泊型が1番望ましいですけれども、滞留型で美幌町に多くの人に来ていただくという意味では、申しわけないですけど、既存の宿泊施設ではなかなか現状美幌にお泊まりいただけないという状況がありますので、そこは町長が美幌町のトップとして、英断をもって確固たる信念で、そういった取り組みをしていただきたいなど、私は期待をしております。

一例紹介いたしますけれども、茨城県の坂東市というところは、JRの駅がないところのようですが、特定目的会社を設立して、都市再生整備事業で2016年12月にビジネスホテルのグリーンコア坂東という7階建てで120室の誘致を実現いたしました。

これらの取り組みは、駅がないとか、そういうことがあるにしても、関東圏なのでいろんな立地は違うと思うのですが、結構大変な中で誘致の実現をしております。

建設用地を10年間無償で提供すると、これも私有地ではなくて、市が用地を購入して提供するという取り組みを議会と協議しながらしたり、固定資産税と下水道使用料を10年間免除するという優遇措置などをして、実現にこぎつけた例もあります。

本当に参考になるのかどうかわかりませんが、いずれにしても、今、町長がいろんな難しさはあると言ったのですけども、今後も情熱を持って、粘り強くホテル誘致の取り組みを期待したいと思います。再度、町長のホテル誘致に対する強い決意をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 行政が動く、どうしても相手方も期待感を持って、いろんな要望があると思います。

例えば、補助金をどうしてほしいとか、あるいは課税に対する優遇措置をしてほしいとか、いろいろあると思いますけれども、いずれにしましても、町が滞在型になりきっていないということは、あるいは滞留型になっていないというようなことは、大きな観光資源を持ちながら宿泊客が少ないと、どちらかというと網走市、北見市、あるいは斜里町が多いというようなことで、残念ながらこれだけの美幌峠を含めていろんな資源がある中で、まことに残念な結果でありますけれども、いずれにしましても、私はそういった中で、やはり宿泊施設が充実したものは必要だというような思いを持っておりますので、これから、会議所、観光物産協会、あるいは、観光まちづくり協議会、こういったものを通じながら、今度は裏方に一方ではまわるかもしれませんが、補助金の支給だとか、課税免除であるとか、下水道使用料の免除だとか、そんなことも含めながら、あと、ふるさと融資もありますので、そういったものもひっくるめてどうできるかということについては決意を持ってしっかりと取り組んでいきたいと、そのように思っております。

す。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、町長のほうから、商工会議所とか、観光物産協会をはじめ、関連のところと十分に連携をとりながら強い思いで取り組んでいくということについて、ぜひ今後とも、粘り強く取り組んでほしいなと思います。

ただ頭だけ下げてお願いして、簡単に来てくれるような企業はないと思いますので、やはり、誘致に当たってはそれなりに町の財政的な支援とか、あるいは税の免除とかそのなようなことも一つの判断材料になってくるのではないかと思いますので、そういった部分の取り組みを積極的にしていただくことを期待して、この質問を終わりたいと思います。

次に、LCCの就航について再質問させていただきます。

1回目で質問しましたように、私は、格安で運行できるLCCというのは、もしこれが実現すれば観光客はふえて、ホテル誘致にも影響を与えるというふうに確信しております。

ただ、LCCの運行が多い西日本圏域、

九州、四国、中国、近畿圏、ここは非常に中国、韓国、台湾に近い立地がありますので、ここと東北北海道を比べると、非常に距離的にハンデはあるのだと思います。

しかしながら、答弁にもありましたように、ことしの8月に釧路空港にピーチ・アビエーションが飛行機を就航させました。

今後の状況によって、道東の複数路線の開設を考えているという答弁がありました。町長も見ているらっしゃると思いますけれども、道東観光、オホーツクが遠いということで北海道新聞の方に、このLCCの就航に合わせて何が課題なのかということについて書かれています。

新聞によると、ピーチの井上慎一さんという最高経営責任者いわゆるCEOは、道東の複数運行に関西線を就航する可能性については大いにあり得るというふうに道新の取材に答えておられますので、ピーチ自体は東北北海道を観光エリアとして、非常に魅力的な地域であるという受けとめはしてくれていると思うのです。

平成27年6月にオホーツク地域も含めた東北北海道が、国の広域観光周遊ルートに初めて認定をされております。

課題として、この東北北海道周辺一帯を面とした周遊ルートの創設だとか、魅力ある体験プログラムの充実を図るということなのですが、具体的に、町長にお尋ねしたいのは、女満別空港は協議会がいろいろやっているのですが、この東北北海道のこれらの課題をしっかりと議論したりするような組織というのが、現実にあるのかどうか。

今後、どのように取り組まれるのか、その辺の状況についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、議員お手元に持っていらっしゃる新聞にも載っておりますけれども、旧ひがし北海道観光事業開発協議会、こちら釧路に所在しておりますが、

この後継団体といたしまして、一般社団法人ひがし北海道自然美への道DMOというのがございます。また、このほかに阿寒広域の観光推進協議会、これらもございます。

こういった中で、事務レベルの中でも、こういった方向性があるか等々今後協議していく形になっていくと認識しております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私の理解が薄かったというか、このひがし北海道自然美への道DMOというのが、この道東エリアの広域観光を協議する組織だということですね。

ここに例えば、昨年、ことしでもいいのですが、誰が美幌町を代表して出席して、どのような課題や、これらの東北北海道の魅力あるプランをつくるためにどのような議論がなされているのか、紹介いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） こちらの協議会でございますが、こちらの協議会には直接は町は入ってない状況であります。間接的に、例えば、女満別空港充実整備期成会等の団体を通じて、意見反映等を行っている状況であります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この新聞によると、北見商工会議所の永田会頭が、オホーツクには十勝の帯広市や道南の函館といった絶対的存在がなく、自治体や観光協会が自分たちさえよければいいという広域連携の視点が薄いということで、この中でも、実は道新の視点から見ると、非常に東北北海道エリアは広くて、移動に相当時間がかかるので、もう少しエリア間でしっかり連携

したりする、そういったことの必要性について、大学の先生も含めて書かれているのですが、美幌町が直接行政が入っていないとしたら、ここに町として、経済部長のお話にあったように期成会とか、そういったところを含めて、どのような意見を、誰が持ち寄って、そういった会議で反映して、連携しようとしているのか、その辺の状況がわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 例えば、ピーチに限ってのお話でありますけれども、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、ピーチと打ち合わせをしたとか、そういった中で、ピーチからの支援策というのがあります。

具体的に、広告を出してほしい等々ありますけれども、こういったものの受け皿といたしまして、こちらの女満別空港整備・利用促進協議会、あるいは、オール東北北海道としましては、このDMO、こういったものが受け皿になっております。

町は、直接は女満別空港整備・利用促進協議会、こちらの会議等を通じてこれは事務レベルもそうですし、首長レベルでもそうです。そういった中で意見を反映して、意見を出しながら、全体の中に盛り込んでいただいている状況であります。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この中で、せっかく国が東北海道をそういうエリアということで、初めて認定していただいたということで、道東、東北海道が、地域がそれぞれ頑張るというのではなくて、それぞれの良さを連携しながら、観光客に満足してもらおうという取り組みが大事だと思うのですが、そこで、1番ネックになっているのは、何だというふうにお考えですか。

そういう中で、課題として最もネックに

なっているのではないかということについて、どのようにお考えでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ネットになっているのは、やはり連携だと思います。地域間連携をどうするかというところが、そこまで行き着いていないというのが原因だと思います。

LC Cのピーチ・アビエーションでありますけれども、ここは、道東全体を一つの観光圏、東北海道として捉えて集客を図るという考え方のようでありますけれども、ここに新聞報道にありますように、オホーツク管内では、ピーチの利用客を管外に導くバスなどの二次交通の整備はほとんど手つかずの状態だということを書かれています。

まさに、このとおりだと思います。

2次交通を含めて、それぞれの持っている地域資源は素晴らしいのですが、お互いそれを磨き合っている段階で、横の連携がなかなかできないというのが問題ではないかなと、私はそのように思っています。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長が言うに、私もこれを読んでみて、いろんな課題というのはあると思うのですが、二次交通を整備する支援というのが、東北海道エリアは広いので、この中でも釧路空港から女満別まで100キロと離れていて大変だということが書かれていて、本州のほうのいろんな取り組みを見ると、例えば、簡単にはできないと思いますが、二次交通の整備にデマンド型のバスを空港から運行するだとか、あるいは格安のレンタカー、行政が支援しているのかどうかはわからないのですが、1日1,000円のレンタカーを用意して、空港から釧路にいくとか、そのような観光客の利便性を高めるような取り組みをして、成功しているところ

るもありますので、ぜひ、町長のお話のように、せっかくピーチ自体も状況によっては、東北海道のほかの空港と関西を結ぶ路線について、さらに飛ばしてもいいというCEOの発言なんか道新の取材で述べておりますので、ぜひ、DMOは、釧路にあるようすけれども、ここは行政も積極的にかかわって、できれば、二次交通網の整備をどうやってしていくのかとか、阿寒は、これを見るとお客さんを空港から運んだりというようなことは阿寒独自にやっていて、向こうは向こうのエリアで釧路圏ですから、それはそれで努力しているんですけども、やはり離れている女満別、帯広、釧路、こういった3拠点の連携をどうしていくかということが、今後のLCC運行に、私は大きなインパクトを与えていくことだろうと思いますので、ぜひ、首長として、いろんな機会があれば、この辺の取り組みについて情報交換なり、そういったことができるような取り組みをすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は、そんな考え方で今までもやってきましたし、今後もそういう考え方で、しっかりとやっていこうという思いでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） このDMOのほうには、行政が直接かかわっていないとか、会議に入っていないということですけど、会議所とか、あるいは観光物産協会とか民間レベルでは恐らくかかわりが、この新聞によるとあると思いますので、ぜひ、町長の答弁にあったように、それぞれの地域を線で結んでいって、来た方が十分楽しんでいただける、北海道の中でもこちらの東北海道エリアというのは、私は潜在的な魅力のある観光周遊ルートになり得ると思っておりますので、今後とも、オホーツク管内で、ぜひ、一つの考え方をまとめて、

釧路圏や帯広圏の方を含めて、しっかりと連携をとっていただくことを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、私も決意ほどではありませんでしたけども、そういった考え方でこの事業については、進めていきたいとそうように思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4時14分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員